

水 質 規 制 の あ ら ま し

令和 7 年 4 月

春日井市

目次

○ 水質汚濁防止法等

I	水質汚濁防止法に係る届出の概要	1
II	水質関係の規制基準	3
1	排水基準による規制	3
2	上乘せ排水基準による規制	3
3	排出水の汚染状態の測定について	3
4	化学的酸素要求量及び窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準等による規制	4
5	総量規制基準に係る汚濁負荷量の測定について	4
6	排水基準・総量規制基準の遵守	5
7	春日井市生活環境の保全に関する条例について	5
III	地下水汚染の未然防止について	6
1	有害物質を含む水の地下浸透に係る規制	6
2	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造等基準の遵守など	6
資料 1-①	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に定める特定施設（施行令別表第 1）	9
資料 1-②	水質汚濁防止法第 2 条第 3 項に定める指定地域特定施設（施行令第 3 条の 2）	12
資料 2	有害物質（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号）	13
資料 3	指定物質（水質汚濁防止法第 2 条第 4 項）	15
資料 4	排水基準（排水基準を定める省令 別表第 1、2）	17
資料 5	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（第 3 条別表第 2）	19
資料 6	水質汚濁防止法に基づく排水規制及び排出水の測定義務等について	23
資料 7	小規模事業場等排水対策指導要領（別表第 2～4）	29
資料 8	春日井市生活環境の保全等に関する条例に規定する排水に関する規制基準	49
資料 9	春日井市生活環境の保全等に関する条例に規定する排水に関する指導基準	51
資料 10	構造等に関する基準並びに点検の方法について	53

○ 水質汚濁防止法に基づく届出書の記入例

I	特定施設設置（使用、変更）届出書 記入例	61
別紙 1	特定施設の構造	63
別紙 1 の 2	特定施設の設備	64
別紙 2	特定施設の使用の方法	65
別紙 3	汚水等の処理の方法	66
別紙 4	排出水の汚染状態及び量	67
別紙 5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	68
別添	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図	71

別紙6 用水及び排水の系統	72
工場・事業場の概要	73
届出に必要な書類	74
① 特定施設の構造図	75
② 工場全体の配置図	76
③ 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所（詳細）	77
④ 特定施設を含む創業の系統図	78
⑤ 汚水処理施設の構造図	79
⑥ 汚水処理の系統図	80
⑦ 用水及び排水系統図	81
⑧ 原材料の種類及び処理に要する消耗資材	82
⑨ 特定施設一覧表	83
Ⅱ 排出水の測定義務等について（資料6 関係） 記入例	85
Ⅲ 有害物質貯蔵指定施設設置（使用、変更）届出書 記入例	89
別紙12 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	91
別紙13 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	92
別紙14 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	93
別紙15 用水及び排水系統（搬入及び搬出の系統）	94
工場・事業場の概要	95
Ⅳ 氏名等変更届出書 記入例	97
Ⅴ 特定施設使用廃止届出書 記入例	99
Ⅵ 承継届出書 記入例	101
Ⅶ 汚濁負荷量測定手法届出書 記入例	103
○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
Ⅰ 公害防止管理者制度について	117
Ⅱ 公害防止管理者等の届出について	118
資料11 水質関係公害防止管理者等を選任すべき工場	119
○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 記入例	
Ⅰ 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書	127
Ⅱ 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書	129
Ⅲ 承継届出書	131

水質汚濁防止法等

I 水質汚濁防止法に係る届出の概要

水質汚濁防止法（以下「法」という。）は、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）の排水規制を実施し、公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています（法第1条）。

○ 特定施設（法第2条第2項、第3項）

資料1（9～12ページ）参照

＜法に基づく届出一覧＞（提出部数 2部）

届出が必要な場合	届出の名称	該当条項	届出期日	届出様式 (法施行規則)
特定施設(有害物質使用特定施設)を設置しようとするとき	設置届出	第5条第1項	工事開始の60日前まで	様式第1
有害物質貯蔵指定施設等を設置しようとするとき	設置届出	第5条第3項	工事開始の60日前まで	様式第1
既に設置されている施設が新たに特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に指定されたとき	使用届出	第6条第1項・第2項	当該施設が特定施設に指定された日から30日以内	様式第1
設置届、使用届した特定施設等の構造など届出事項を変更しようとするとき	変更届出	第7条	工事開始の60日前まで	様式第1
代表者の氏名又は名称等に変更があったとき	氏名変更等届出	第10条	変更のあった日から30日以内	様式第5
特定施設の使用を廃止したとき	廃止届出	第10条	廃止した日から30日以内	様式第6
特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続又は合併があったとき	承継届出	第11条第3項	承継のあった日から30日以内	様式第7
特定施設を設置する事業場（日平均排水量が50 m ³ 以上の事業場に限る）から排出水を排出しようとするとき又は当届出に係る測定手法を変更しようとするとき	汚濁負荷量測定手法届出	第14条第3項	事前	様式第10
特定事業場・指定施設を設置する工場又は事業場・貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、特定施設等の破損等事故が発生し、 <u>有害物質・指定物質・油</u> 等の流出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるとき	事故等の措置の届出	第14条の2	事後速やかに	様式なし (事故の状況、講じた措置の概要を届出)

(注) 1 特定施設：資料1参照

2 有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設。有害物質については、資料2（13ページ）参照。

3 指定施設：有害物質を貯蔵又は使用する施設、又は指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設。指定物質については、資料3（15、16ページ）参照。

4 有害物質貯蔵指定施設：指定施設のうち、有害物質を貯蔵する施設。

5 法第5条第2項などに基づく有害物質使用特定施設設置届等（有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を地下に浸透させる場合）については、春日井市において地下に汚水を浸透させることが適正な汚水処理と認めていないため、記載省略。

＜特定施設等の設置・変更の届出について＞

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設（有害物質使用特定施設）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときなどは、所定の届出が必要となりますので、期日までに春日井市環境保全課に提出して下さい。

公共下水道に接続している場合においても、通常、雨水は公共用水域に排出されるため届出が必要です。なお、この場合、下水道法に基づく特定施設の設置等の届出も必要となりますので、詳しくは上下水道部業務課に問い合わせして下さい。

特定施設等の設置又は変更の届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置又は変更の工事等が実施できないものとされています。

ただし、春日井市長がそれら届出の内容について相当と認めるとき、この実施の制限の期間を短縮することができるものとされています（法第 9 条）。

なお、特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられるなど罰則規定（法第 32 条）が設けられています。

＜有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出について＞

地下水汚染の未然防止に取り組むため、有害物質を使用・貯蔵等する施設（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設）の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等を新たに設けた改正法が、平成 24 年 6 月 1 日より施行しております。

配管や排水溝等の設備の概要を記載する様式（法施行規則様式第 1 別紙 1 の 2）が新たに設けられています。有害物質使用特定施設を設置（変更）する際は、本様式を加えた届出が必要となります。

なお、既設の施設又は付帯する設備の一部を更新する場合、原則、新設と扱われます。該当する場合、構造等に関する基準について「新設（A 基準）」の区分に適合する必要があります。工事開始の 60 日前までに提出してください。

○ 各種届出の記入方法は、61～115 ページを参照

＜事故時の措置及び届出について＞

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質や油が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに応急の措置を実施し、速やかに事故の状況と講じた措置の概要を市に届け出なければなりません（法第 14 条の 2）。

なお、平成 23 年 4 月 1 日から、その措置の対象として、従前の特定事業場、貯油事業場に加え、**指定事業場（指定施設を設置する事業場）**が追加されています。

- 有害物質（法第 2 条第 2 項第 1 号）：資料 2（13 ページ）
- 指定物質（法第 2 条第 4 項）：資料 3（15、16 ページ）
- 油（法第 2 条第 5 項）：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油
- 応急措置の例：施設への有害物質等の供給停止、オイルフェンスの設置、有害物質等の回収、土嚢の積み上げ等による公共用水域への排出又は地下への浸透防止、汚染土壌の除去等の措置など。

PF0A 及びその塩並びに PF0S 及びその塩（以下、「PF0S 等」という）を含有する泡消火剤の使用（消火活動）に伴う排出は事故時等の措置の対象外となります。

しかし、事故時のみならず、消火活動により PF0S 等を含有する泡消火剤の使用に伴い公共用水域等への排出が確認された場合には、PF0S 等の環境中への流出の実態を把握する観点から、当市へ情報提供ください。

Ⅱ 水質関係の規制基準

1 排水基準による規制（法第3条第1項、2項、第12条）

排水基準は、排水（特定事業場から公共用水域に排出される水）の汚染状態について、排水基準を定める省令で定められており、物質の種類又は項目ごとに全国一律にすべての特定事業場に適用されます。また、排水基準は、排水が排出するすべての排水口に適用されます。

○ 排水基準（排水基準を定める省令別表第1、2）：[資料4](#)（17ページ）参照

2 上乗せ排水基準による規制（法第3条第3項、第12条）

一般排水基準（上記1）によっては、県内の公共用水域の実情からみて人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないため、愛知県では、一般排水基準より厳しい上乗せ排水基準（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）、（以下「上乗せ条例」という。））を定めています。春日井市内においては同条例別表第2の2名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準が適用されます。

○ 上乗せ排水基準（上乗せ条例 別表第2）：[資料5](#)（19～21ページ）参照

3 排水の汚染状態の測定について（法第14条第1項、法施行規則第9条）

排水の汚染状態の測定は、原則として、排水が排出する全ての排水口が対象となります。当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた項目のうち、**通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目**について、排水の汚染状態の測定を年1回以上行い、その測定結果の記録を3年間保存しなければなりません。この測定を要する項目については、法施行規則様式第1別紙4に記載しなければなりません。

○ 法に基づく排水規制及び排水の測定義務等について：[資料6](#)（23～27ページ）参照

概 要	
測定項目	排水基準に定められた項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目（なお、当該項目については、法施行規則様式第1別紙4「排水の汚染状態」により届け出る必要があります）
測定頻度	年1回以上
測定時期	排水の汚染状態が最も悪いと推測される時期・時刻
測定方法	排水基準の検定方法
記録	水質測定記録表（法施行規則様式第8号）に計量証明書等を添付して記録
保存	3年間
罰則	30万円以下の罰金

○ 排水口種類別の測定項目の考え方

排水口の種類	要測定項目
工場排水等を排出する排水口（次に掲げる排水口を除く）	有害物質について、工場生産工程等を使用するなど、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目。 その他、生活環境項目の必要項目についても測定を要する。
生活排水専用排水口	し尿浄化槽からの排水など生活排水のみを排出する排水口においては、有害物質の測定は原則不要とする。なお、生活環境項目の必要項目は測定を要する。
間接冷却水専用排水口	原則測定不要 ※
雨水専用排水口等	原則測定不要 ※

※ただし、用水に汚染された地下水を使用している、露天の作業場がある等、雨水等も排水基準を超える、汚濁負荷が生ずるなどのおそれがある場合については、測定する必要があります。

4 化学的酸素要求量（COD）及び窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準等による規制

(1) 総量規制基準による規制（法第4条の5、第12条の2）

伊勢湾に流入する汚濁負荷量を削減するため、伊勢湾とこれに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場で1日当たりの平均的な排出水の量（間接冷却水等を含む）が50 m³以上あるもの（以下「指定地域内事業場」という。）に対して、COD及び窒素含有量、りん含有量の汚濁負荷量について総量規制基準を定めています。なお、春日井市内においては、この総量規制基準が適用されます。

○ 規制概要詳細は別冊水質総量規制の概要を参照

(2) 小規模事業場に対する指導（愛知県小規模事業場等排水対策指導要領（昭和56年2月3日制定））

総量規制基準が適用されない小規模事業場の排水については愛知県小規模事業場等排水対策指導要領によりCOD及び窒素含有量、りん含有量の指導値を定めています。

○ 対象工場又は事業場

ア 1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³未満の特定事業場（し尿処理施設のみを有するものを除く。上乗せ条例による排水基準が適用されない特定事業場の場合は1日当たりの平均的な排出水の量が20 m³未満のものを除く。）

イ 特定事業場以外で次の施設を持つ、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の事業場

- ・ 特定給食施設又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋に限る。）の用に供する調理施設
- ・ 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
- ・ そう（惣）菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
- ・ 金属製品製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械
- ・ カット野菜製造業又はカットフルーツ製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設及び脱水施設

○ 指導値（小規模事業場等排水対策指導要領 別表第2～4）：資料7（29～47ページ）参照

5 総量規制基準に係る汚濁負荷量の測定について（法第14条第2項）

指定地域内事業場から排水を排出する者は、COD及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の測定を次のとおり行い、測定結果を3年間保存することとされています。

汚濁負荷量は、特定排水のCOD及び窒素、りん含有量に関する汚染状態及び特定排水の量等の計測により、1日当たりの負荷量を算定します。

○ 測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上 200m ³ 以上 400m ³ 未満 100m ³ 以上 200m ³ 未満 50m ³ 以上 100m ³ 未満	排水の期間中毎日 7日を超えない排水の期間ごとに1日以上 14日を超えない排水の期間ごとに1日以上 30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

○ COD及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の計測方法
（別冊水質総量規制の概要参照）

6 排水基準・総量規制基準の遵守（法第12条、第12条の2）

排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水を排出してはならないものとされています。

また、指定地域内事業場の設置者についても、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければなりません。

排水基準の違反者は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失による排水基準の違反者は3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられるなどの罰則規定が設けられています（法第31条）。

7 春日井市生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）について

市条例の第25条から第31条において、排水に関する基準や着色水・土砂等の流出防止等の規定を設けています。春日井市内の全ての工場・事業場が対象になります。

(1) 排水に関する規制基準（有害物質）

- 対象： 春日井市内の全ての工場・事業場（法に定める特定事業場を除く）
- 規制基準項目及び基準値：資料8（49ページ）参照
- 規制基準を遵守しない場合には、勧告・命令（市条例第26条）の対象になります。

(2) 排水に関する指導基準（生活環境項目）

- 対象： 春日井市内の全ての工場・事業場
- 指導基準項目及び基準値：資料9（51、52ページ）参照
- 指導基準を超過する場合には、市から指導を受けることがあります。

Ⅲ 地下水汚染の未然防止について

1 有害物質を含む水の地下浸透に係る規制（法第12条の3）

有害物質をその施設において製造、使用し、又は処理する特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透させる水について有害物質の種類ごとに全国一律の基準を定めています。

春日井市においては、有害物質含有の有無にかかわらず、原則として地下浸透による処理は適切な汚水処理と認めていません。

2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造等基準の遵守など

地下水汚染の未然防止に取り組むため、改正法が、平成24年6月1日より施行しており、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「施設」という。）の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられています。

（構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法（法第12条の4、法第14条第5項）：資料10（53～59ページ）参照）

○ 構造等に関する基準が適用される施設及び設備等

遵守すべき構造等に関する基準や実施すべき定期点検の対象となる施設・設備等は次のとおりです。

- 施設の設置場所の床面及び周囲
- 施設本体
- 施設に付帯する地上配管・地下配管等
- 施設に接続する排水溝等
- 地下貯蔵施設
- 施設の使用の方法

○ 構造等に関する基準（資料10（53～59ページ）参照）

A基準：新設及び更新・構造変更する施設を対象とした基準

B基準：既設（平成24年5月31日以前に設置）の施設を対象とした基準

＜既設の施設又は付帯する設備の一部を更新する場合＞

原則として、更新・構造変更した部分について新設の扱いとなります。ただし、既設の施設又は付帯する設備を撤去せず、依然として当該施設又は付帯する設備の一部として使用する場合、基本的には既設の施設又は設備となります。（例：コーティング）

○ 定期点検（資料 10（53～59 ページ）参照）

A 基準：新設及び更新・構造変更する施設に対し設定された点検事項及び回数

B 基準：既設の施設に対し設定された点検事項及び回数

＜定期点検の方法＞

破損等の確認や漏えい等の有無の確認を目視で行うことを基本とし、目視できない場合には内部の圧力変動や湛水した状態での水位変動の確認などにより実施します。基準の区分に応じ、点検事項や回数が異なります。

また、定期点検により異常が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じる必要があります。

＜定期点検の記録の保管＞

定期点検の結果を記録し、3 年間保存することが義務付けられています。

また、土壌汚染状況調査に活用することが想定される場合には、それ以降も適切に保存してください。

○ 法の改正について（環境省HP）

環境省ホームページには、法改正による新たな制度が円滑に施行されるよう、関係する事業者の方が実際に対策を実施する際の参考となるよう作成された「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」等が掲載されています。

(URL)<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

資料 1

①水質汚濁防止法第2条第2項に定める特定施設（施行令別表第1）

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(47.10.1 施行) イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設

	ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗ため及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1 施行) イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57. 1. 1 施行) イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設(49. 12. 1 施行)
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー(57.1.1 施行)
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設(57.1.1 施行)
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1 施行) イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの(57.1.1 施行) イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ウ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヲ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1.4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しない)

	ものを除く。)(H24.5.25 施行)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 ○水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質:資料2参照
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)(の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設(57.1.1 施行)
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設(57.1.1 施行)
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機

	ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)(の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)(の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設(57.1.1 施行)
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13.7.1 施行)
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)(又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)(の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(51.6.1 施行) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサン(前各号に該当するものを除く。)(H24.5.25 施行)
66 の 3	旅館業(旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。)(をいう。)(の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの(49.12.1 施行) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場(学校給食法第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。)(に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)(が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)

66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 6	飲食店(次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)(63.10.1 施行)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1 施行)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)(54.5.10 施行) イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場(卸売市場法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためにその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)(51.6.1 施行) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。)(57.1.1 施行)
71	自動車車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)(に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの)(※)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(49.12.1 施行) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)(又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前 2 号に該当するものを除く。)) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの)(※)をいう。である焼却施設(54.5.10 施行) ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上(焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m ² 以上)のごみ処理施設とする。

71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)(のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設(※1)であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)(が設置するもの(57.1.1 施行) ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設(※2)(10.6.17 施行) ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。(第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) 1 号 汚泥の脱水施設であって、1 日当たりの処理能力が 10m ³ を超えるもの。 3 号 汚泥(PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)(の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 5m ³ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m ² 以上のもの 4 号 廃油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が 10m ³ を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。) 5 号 廃油(廃 PCB 等を除く。)(の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。) イ 1 日当たりの処理能力が 1m ³ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m ² 以上のもの 6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日当たりの処理能力が 50m ³ を超えるもの 8 号 廃プラスチック類(PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)(の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ロ 火格子面積が 2m ² 以上のもの 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設(第 12 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。))は、次のとおりとする。 12 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 12 の 2 廃 PCB 等(PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。)(又は PCB 処理物の分解施設 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)(3.10.1 施行)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)(3.10.1 施行)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)(の処理施設(前 2 号に掲げるものを除く。))

②水質汚濁防止法第 2 条第 3 項に定める指定地域特定施設 (施行令第 3 条の 2)
建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽 (H3. 4. 1 施行)

資料 2

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に定める有害物質（法施行令第 2 条）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1, 2-ジクロロエタン
- 14 1, 1-ジクロロエチレン
- 15 1, 2-ジクロロエチレン（H24. 5. 25 施行）
（旧シス-1, 2-ジクロロエチレンにトランス-1, 2-ジクロロエチレンを追加）
- 16 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 17 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 18 1, 3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー（H24. 5. 25 施行）
- 28 1, 4-ジオキサン（H24. 5. 25 施行）

資料 3

水質汚濁防止法第 2 条第 4 項に定める指定物質

1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	一・二・ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル＝二・二・ジクロロビニル （別名ジクロロボス又はDDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト （別名オキシデプロホス又はESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ・ジクロロベンゼン
30	N－メチルカルバミン酸二－セカンダリーブチルフェニル （別名フェノブカルブ又はBPMC）
31	三・五・ジクロロ－N－（一・一・ジメチル－二プロピニル）ベンズアミド （別名プロピザミド）
32	テトラクロロイソフタロニトリル （別名クロロタロニル又はTPN）
33	チオリン酸O・O－ジメチル－O－（三－メチル－四－ニトロフェニル） （別名フェニトロチオン又はMEP）
34	チオリン酸S－ベンジル－O・O－ジイソプロピル （別名イプロベンホス又はIBP）

35	一・三ージチオランー二ーイリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36	チオリン酸O・OージエチルーOー (二ーイソプロピルー六ーメチルー四ーピリミジニル) (別名ダイアジノン)
37	チオリン酸O・OージエチルーOー (五ーフェニルー三ーイソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
38	四ーニトロフエニルー二・四・六ートリクロロフエニルエーテル (別名クロルニトロフエン又はCNP)
39	チオリン酸O・OージエチルーOー (三・五・六ートリクロロー二ーピリジル) (別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス (二ーエチルヘキシル)
41	エチル= (Z)ー三ー [NーベンジルーNー [[メチル (ーーメチルチオエチリデンアミノオキシ カルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
42	一・二・四・五・六・七・八・八ーオクタクロロー二・三・三a・四・七・七aーヘキサヒドロー 四・七ーメタノーーHーインデン (別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	一・三・五・七ーテトラアザトリシクロ[三・三・一・一] ^{三・七} デカン (別名ヘキサメチレンテトラ ミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸 (別名 PF0A) 及びその塩
59	ペルフルオロ (オクタンーースルホン酸) (別名 PF0S) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

資料 4

排水基準（排水基準を定める省令（S46.6.21 総理府令第35号））

① 有害物質（別表第1）

項 目	許容限度 (mg/L)	項 目	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機燐化合物* ¹	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
六価クロム化合物	0.2	チウラム	0.06
砒素及びその化合物	0.1	シマジン	0.03
総水銀* ²	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	10
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100* ³
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5

(注)*¹ パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

*² 総水銀とは水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物をいう。

*³ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

② 生活環境項目（別表第2）（抜粋）

項 目	許容限度 (mg/L)	項 目	許容限度 (mg/L)
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	亜鉛含有量	2
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（120）	溶解性鉄含有量	10
浮遊物質（SS）	200（150）	溶解性マンガン含有量	10
n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5	クロム含有量	2
（動植物油脂類）	30	大腸菌数	(800) (CFU/mL)* ¹
フェノール類含有量	5	窒素含有量	120 (60)
銅含有量	3	燐含有量	16 (8)

(注)*¹ CFU：コロニー形成単位（Colony Forming Unit の略）

*² 許容限度の（ ）は日間平均値。

*³ この表の排水基準は日平均排水量が50m³/日以上以上の工場、事業場に適用。

*⁴ 海域及び湖沼に排出される場合の排水基準は記載していない。

資料 5

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（第 3 条別表第 2）

2 名古屋港・庄内川等水域に係る上乘せ排水基準（抜粋）

工場又は事業場		業種		有害物質の種類及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）	項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）							適用の日又は適用期間	
					シアン化合物	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量
						(括弧内は日間平均)	(括弧内は日間平均)	(括弧内は日間平均)	鉱油類	動植物油脂類			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種			二五 (二〇)	二五 (二〇)	七〇 (五〇)	五	一〇	一	一	昭和四十八年六月二十四日	
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの		一三〇 (一一〇)		一六〇 (一二〇)					昭和五十八年一月一日	
			一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの		一六〇 (一二〇)		二〇〇 (一五〇)						
		畜産食料品製造業	乳製品製造業		八〇 (六〇)		三〇 (二〇)		一〇			昭和四十八年六月二十四日	
			その他		一二〇 (一〇〇)		九〇 (七〇)		一〇				
		水産食料品、調味料又はめん類の製造業			一二〇 (一〇〇)	一二〇 (一〇〇)	九〇 (七〇)		一〇				
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			一二〇 (一〇〇)		四〇 (三〇)		一〇				
		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業			八〇 (六〇)	八〇 (六〇)	八〇 (六〇)						
		飲料製造業	ビール製造業		四〇 (三〇)		三〇 (二〇)			〇・五			
			清酒製造業		一二〇 (一〇〇)		九〇 (七〇)		一〇				
			蒸りゆう酒又は混成酒の製造業		一六〇 (一二〇)		一二〇 (一〇〇)		一〇				
			その他		六〇 (五〇)		七〇 (五〇)		一〇				
		動物系飼料又は有機質肥料の製造業			一六〇 (一二〇)		二〇〇 (一五〇)		一〇				
		動植物油脂製造業			一〇〇 (八〇)	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)		二〇				
		でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業			一二〇 (一〇〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)		一〇				
		冷凍調理食品製造業			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)		一〇			昭和五十八年一月一日	
		繊維工業又は繊維製品製造業その他	毛紡績業又は整毛業（洗毛施設を有するものに限る。）		一二〇 (一〇〇)		一八〇 (一五〇)					昭和四十八年六月二十四日	
			染色整理業	毛繊維加工業	五〇 (四〇)		五〇 (四〇)		一〇	一			
				その他		一〇〇 (八〇)		一〇〇 (八〇)		一〇	一		
			その他		一〇〇 (八〇)		一〇〇 (八〇)		一〇				
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業			七〇 (五〇)	七〇 (五〇)	九〇 (七〇)			一		昭和五十八年一月一日	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業		一二〇 (一〇〇)		一八〇 (一五〇)					昭和四十八年六月二十四日	
			湿式繊維板製造業			一六〇 (一二〇)	五〇 (四〇)						
			その他		九〇 (七〇)		一二〇 (一〇〇)			〇・五			
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業			二五 (二〇)	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)				一	昭和五十八年一月一日	
		化学工業	医薬品製造業		四〇 (三〇)		六〇 (五〇)		一〇	〇・五		昭和四十八年六月二十四日	
			その他		三〇 (二〇)	六〇 (五〇)	四〇 (三〇)	三		一			
	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）				三〇 (二〇)	三〇 (二〇)							
	ゴム製品製造業			二五 (二〇)		三〇 (二〇)					昭和五十八年一月一日		
	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料（うわ薬原料を含む。）精製業	一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの	二五 (二〇)		二〇〇 (一五〇)	二				昭和四十八年六月二十四日		
			一日当たりの平均的な排水の量が十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの	二五 (二〇)		三〇〇 (二五〇)	二						
		その他		二五 (二〇)	三〇 (二〇)	一五〇 (一二〇)	二						

		鉄鋼業	一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上のもの	シアン 〇・五		二〇 (一五)	三〇 (二〇)	二		一	一	昭和四十九年 十月一日
			一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上十立方メートル未満のもの		二五 (二〇)	二五 (二〇)	四〇 (三〇)	二		一	一	昭和四十八年 六月二十四日
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)				一	昭和四十八年 六月二十四日
		ガス供給業			九〇 (七〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)	三		一		
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの			二五 (二〇)		三〇 (二〇)					昭和五十八年 一月一日
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)				一	昭和四十八年 六月二十四日
		旅館業			九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)					昭和五十八年 一月一日
		病院			四〇 (三〇)		九〇 (七〇)					
		と畜業			八〇 (六〇)		八〇 (六〇)					昭和四十八年 六月二十四日
		地方卸売市場			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)		一〇			昭和五十八年 一月一日
		廃油処理施設を有するもの				二五 (二〇)	三〇 (二〇)	一		一	一	昭和四十八年 六月二十四日
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式車両洗浄施設を除く。）を有するもの			五〇 (四〇)		七〇 (五〇)					昭和五十八年 一月一日
		自動式車両洗浄施設を有するもの			二五 (二〇)		七〇 (五〇)					昭和四十八年 六月二十四日
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)					昭和五十八年 一月一日
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			二五 (二〇)		五〇 (四〇)					
		産業廃棄物処理施設を有するもの			二五 (二〇)		三〇 (二〇)	三		一	一	
		し尿処理施設を有するもの			(三〇)	(三〇)	(七〇)					昭和四十八年 六月二十四日
		下水道終末処理施設を有するもの	一宮市西部終末処理場		(二〇)		(七〇)					昭和四十九年 十月一日
			名古屋市中之一色下水処理場、名古屋市岩塚下水処理場、一宮市東部終末処理場及び津島市下水終末処理場		(六〇)		(一二〇)					昭和四十八年 四月一日から 規則で定める 日まで
					(二〇)		(七〇)					規則で定める 日
			その他		(二〇)	(二〇)	(七〇)					昭和四十八年 四月一日
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一〇	〇・五	一	昭和四十八年 四月一日
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一〇	〇・五	一	昭和四十八年 四月一日
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）			九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	一〇〇 (八〇)					昭和五十八年 一月一日
		食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)		一〇			昭和四十八年 四月一日
			野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)		一〇			
			動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業		五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)		一〇			
			その他		五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)		一〇			
		繊維工業又は繊維製品製造業			五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	四〇 (三〇)		一〇	一		
		鉄鋼業	一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上のもの	シアン 〇・五	二五 (二〇)	二〇 (一五)	三〇 (二〇)	二		〇・五	一	昭和五十八年 一月一日
			一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上十立方メートル未満のもの		二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二		〇・五	一	
		旅館業			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	七〇 (五〇)					
		廃油処理施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	一	一〇	〇・五	一	昭和四十八年 四月一日
		し尿処理施設を有するもの			四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)					
		下水道終末処理施設を有するもの			二五 (二〇)	二五 (二〇)	七〇 (五〇)					

備考

- 一 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域をいう。
- 二 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する。
- 三 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）及び畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 四 一 木曾川水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「一の表」という。）備考第一号(二)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。
- 五 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日（一の表備考第一号(二)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものにあつては、昭和五十八年一月一日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、一の表備考第一号(一)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事を行っている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 一リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 六 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

参考（1 木曾川水域にかかる上乗せ排水基準 備考）

- 一 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。
 - （一）昭和五十七年七月一日における水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「政令」という。）別表第一に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち(二)に規定する施設以外の施設を昭和四十八年三月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）
 - （二）昭和五十七年七月一日における政令別表第一第一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号リ、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三、第六十三号の二、第六十四号の二、第六十六号の二、第六十八号の二、第六十九号の二、第六十九号の三、第七十号の二又は第七十一号の二から第七十一号の四までに掲げる施設のみを同年十二月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）
- 二 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 三 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 五 排水基準を定める省令別表第二に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上のものに係る排水について適用する。
- 七 第一号(二)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年四月一日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。
- 八 一の工場又は事業場が二以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

※上乗せ排水基準の適用を受ける工場又は事業場は、昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場です。昭和57年7月1日後に追加された特定施設のみを設置する工場等は、適用を受けません。

※当分の間は、排水量20 m³/日以上50 m³/日未満の上乗せ条例の適用を受ける新設の工場又は事業場については、窒素及びりんに係る備考第5号の適用を猶予されています。

資料 6

水質汚濁防止法に基づく排水規制及び排水水の測定義務等について

1 排水規制について

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）では、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設（法第2条）が規定されており、特定施設を設置する工場・事業場（以下、「特定事業場」という。）からの排水水について、排水基準（法第3条）が定められています。

排水基準は、排水水の汚染状態について、排水基準を定める省令（以下、「省令」という。）に規定されており、物質の種類又は項目ごとに全国一律にすべての特定事業場に適用されます。

また、愛知県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（以下、「上乗せ条例」という。）により、全国一律の排水基準より厳しい上乗せ排水基準が定められています。

排水水を排出する者は、この排水基準、上乗せ排水基準を遵守する必要がある、特定事業者は、特定事業場から排水する排水水の汚染状態の測定を行うことにより排水基準等の遵守状況の確認が必要とされます。

表 1 春日井市域における排水規制項目等

区分	項目	根拠法令	排水基準適用対象等
排水基準	健康項目（有害物質） カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、「アンモニア等」という。）、1,4-ジオキサン	法第3条（省令第1条、別表第1）（資料4参照） 上乗せ条例第3条、別表第2（資料5参照）	すべての特定事業場の排水水について、全国一律の排水基準適用 特定事業場のうち、鉄鋼業については、日平均排水量が10万m ³ /日以上の場合は、シアン化合物の上乗せ排水基準適用
	生活環境項目 pH、BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油、動植物油脂）、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌数、窒素、りん	法第3条（省令第1条、別表第2）（資料4参照） 上乗せ条例第3条、別表第2（資料5参照）	日平均排水量が50m ³ /日以上の特 定事業場の排水水について、全国一律の排水基準適用 特定事業場の業種、設置年月日等により上乗せ排水基準が適用（日平均排水量が50m ³ /日未満の特定事業場を含む）

2 排水水の汚染状態の測定について

(1) 概要

水質汚濁防止法施行規則（以下、「規則」という。）の改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、排水水の汚染状態の測定は、特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた項目のうち、排水基準の適用を受け、かつ、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがある項目について、年 1 回以上行い、その測定結果の記録を 3 年間保存することが定められました（法第 14 条第 1 項、法施行規則第 9 条）。

この測定を要する項目については、規則様式第 1 の別紙 4「排水水の汚染状態及び量」の欄に記載する必要があります。また、既に届出のある記載事項に過不足がある場合には、法第 7 条に基づく変更の届出が必要となります。（記入例 85～87 ページ参照）

また、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対しては罰則が設けられています。

表 2 排水水の汚染状態の測定義務等（概要）

	概要
測定項目	排水基準が定められた項目のうち、排水基準の適用を受け、かつ、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがある項目 なお、この項目は、規則様式第 1 の別紙 4「排水水の汚染状態及び量」により届け出る必要があります
測定頻度	年 1 回以上
測定時期	排水水の汚染状態が最も悪いと推測される時期・時刻
測定方法	排水基準の検定方法
記録	水質測定記録表（規則様式第 8 号）に計量証明書等を添付して記録
保存	3 年間
罰則	30 万円以下の罰金

(2) 測定を要する項目の考え方

各排水口において測定を要する項目は、排水水を排出する事業場に適用される排水基準項目を原則とし、工場生産工程等から排出する排水水の汚染状態により判断され、その基本的考え方は表 3、4 のとおりです。

表 3 排水口種類別の測定項目の考え方

排水口の種類 ^{*1}	要測定項目
工場排水等排水（次に掲げる排水口を除く）を排出する排水口	工場排水等が排出される排水口において、有害物質については、工場生産工程等で使用 ^{*2,3,4} するなど、通常排出される可能性がある項目とする。その他、生活環境項目の必要項目についても測定を要する。
生活排水専用排水口 ^{*5}	し尿浄化槽からの排水など生活排水のみを排出する排水口においては、有害物質の測定は不要とする。なお、生活環境項目の必要項目は測定を要する。
間接冷却水専用排水口	原則測定不要 ^{*6}
雨水専用排水口等	原則測定不要 ^{*7}

（備考）

- * 1 自主測定を要する排水口について
排水口が複数存在する場合には、各排水口から排出される排水の種類、量を問わず、原則、すべての排水口で自主測定が必要となる。
- * 2 有害物質の使用について
有害物質の使用については、特定施設での使用に限らず、特定事業場において製造・使用・処理・貯蔵することをいい、その原材料における有害物質濃度の濃淡に係わらず要測定項目とする。なお、生産・処理工程における副生成等により存在すると推定される有害物質についても要測定項目とする。ただし、有害物質を含む廃液等を全量廃棄物として外部搬出している場合などの排水を排出しない工程で使用している場合は除く。
- * 3 生コンクリート製造業、コンクリート製品製造業における六価クロムについて
生コンクリート製造業、コンクリート製品製造業に属する特定事業場で使用した水については、セメント、コンクリートから溶出する六価クロムが含有している可能性がある。通常、この使用水は、当該事業場敷地外に排出せずコンクリート練水等として循環利用するケースが多いが、降雨時等において余剰水を敷地外に排出することが多い。このような敷地外に排出する場合には、有害物質である六価クロム化合物の測定を要する。
- * 4 金属製品製造業等における重金属について
金属製品製造業等に属する特定事業場で金属部品等を酸洗浄する場合などにおいては、その排水中に重金属が溶出する（ステンレス材におけるクロム、マンガン、鉄含有量など）可能性がある。このような場合には、排水中に含有する可能性がある重金属類項目の測定を要する。なお、その排出する可能性については、特定施設での使用状況や用水（水道水、井戸水）、排水水質（排水処理前の排水）における含有量調査結果から判断する。
- * 5 生活排水専用排水口について
工場等における場合において、工場生産工程等からの排水と生活排水が完全に分離されている場合の生活排水のみを排出する排水口をいう。なお、飲食店、旅館業における厨房排水（温泉からの排水を除く。）など、通常浄化槽にて処理できる排水の排水口も含む。
- * 6 間接冷却水の測定について
通常、汚濁負荷を伴わない間接冷却水であっても、冷却水が循環する過程等で汚濁負荷が生ずるおそれがある場合（地下水利用、二次再生水利用など）は、その項目の測定を要する。
- * 7 雨水専用排水口等における排水の測定について
雨水専用排水口など、通常排水が排出しない排水口やアスファルトが敷かれている駐車場等の地表面から敷地境界の外に排水が排出される場合にも、その排水（雨水等）に排水基準は適用される。従って、露天の作業場所における降雨等により、排水（雨水）に汚濁負荷が生ずるおそれがある場合は、該当する排水口等での測定を要する。
- * 8 その他
用水に井戸水（地下水）を用いる場合において、事業場により用水に汚濁負荷を生じさせることがなくとも排水基準を超過するおそれがある場合（井戸水汲み上げの時点で、有害物質による地下水汚染が確認されている場合など）は、その超過するおそれのある項目について測定が必要となる。

表 4 項目別の測定項目の考え方

測定項目		測定を要する排水口
健康項目 (有害物質)	有害物質（アンモニア等を除く）	有害物質を使用等* ² する事業場の排水口
	アンモニア等* ¹	アンモニア等を使用等* ² する事業場の排水口 畜房施設及びし尿処理水（浄化槽排水）が排出される排水口（畜産事業場、下水処理場等）
生活環境項目	pH、BOD、SS、窒素* ³ 、りん* ³	排水基準が適用される事業場の排水口
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類、動植物油脂類）、クロム、フェノール、亜鉛、鉄、マンガ ン、銅	排水基準が適用され、測定項目物質を使用等* ² する事業場の全排水口
	大腸菌数	排水基準が適用され、畜房施設及びし尿処理水（浄化槽排水）が排出される排水口及び大腸菌数が排出されるおそれのある事業場のすべての排水口（畜産事業場、下水処理場等）

（備考）

* 1 アンモニア等の測定について

春日井市においては、排水基準を超過するおそれが極めて小さいと判断される場合は、アンモニア等の測定に代わり窒素含有量を測定することで規制基準の遵守状況を把握することも可能とする。

* 2 有害物質等の使用等について

有害物質の使用については、特定施設での使用に限らず、特定事業場において製造・使用・処理・貯蔵することをいい、その原材料における有害物質濃度の濃淡に係わらず要測定項目とする。なお、生産・処理工程における副生成等により存在すると推定される有害物質についても要測定項目とする。ただし、有害物質を含む廃液等を全量廃棄物として外部搬出している場合などの排水を排出しない工程で使用している場合は除く。

* 3 窒素含有量、りん含有量の測定について

法第 14 条第 2 項に基づく総量規制汚濁負荷量の測定において、窒素含有量、りん含有量を自動計測器により測定している場合にあっても、規則第 9 条第 3 号の規定による排水基準の検定方法(指定計測法)に基づく測定が必要となる。

* 4 その他

用水に井戸水（地下水）を用いる場合において、事業場により用水に汚濁負荷を生じさせることがなくとも汚染が確認されるときは測定項目は次のとおりとする。

○生活環境項目及びふっ素、ほう素、アンモニア等

排水基準を超過するおそれがある場合（井戸水汲み上げの時点で、有害物質等による地下水汚染が確認されている場合など）は、その超過するおそれのある項目について測定が必要。

○その他の有害物質

検出濃度に係わらず測定を要する。

(3) 測定頻度

排水の汚染状態の測定は、規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、1 年に 1 回以上の頻度で行う必要があります。

なお、排水の汚染状態の測定は、事業者自ら実施し、その結果が排水基準等に違反していないかを確認することを目的とするため、BOD など日間平均値の排水基準が定められている項目については、1 日 3 回以上の測定を行い、排水の汚染状態の日間平均値を把握する必要があります。ただし、春日井市においては、排水の汚染状態の最大値にあっても日間平均値の排水基準を下回り、1 日 1 回の瞬時値の測定をもって日間平均値の排水基準遵守状況が確認できる場合には、これを可能とします。

(4) 測定時期

排出水の汚染状態の測定時期については、規則第9条第7号において、排出水の状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取するとされています。

なお、複数の測定項目において、項目ごとに排出水の状態が最も悪いと推定される時期及び時刻が異なる場合は、測定項目毎に時期を変えて測定する必要があります。

3 排出水の汚染状態の測定結果の記録及び保存について

排出水の汚染状態の測定結果の記録については、規則第9条第8号において、規則様式第8号「水質測定記録表」（記入例 87 ページ参照）により記録することが定められています。なお、計量証明機関が発行する計量証明書を添付して保管する場合には、採水者、分析者及び測定項目（測定結果）の欄の記載を省略することができます。

この測定結果の記録については、規則第9条第9号に基づき3年間保存する必要があります。

4 参考（水質汚濁防止法及び法施行規則抜粋）

(1) 水質汚濁防止法（抜粋）

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2～4（略）

(2) 水質汚濁防止法施行規則（抜粋）

（排出水の汚染状態の測定）

第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二（略）

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四～六（略）

七 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書とともに三年間保存すること。

資料 7

小規模事業場等排水対策指導要領（別表第2～4）

別表第2（第3関係 化学的酸素要求量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特 定 事 業 場 で 日 平 均 排 水 量 が 50 立 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	条例の規定によ る排水基準（以下 「上乗せ排水基 準」という。）が 適用されるもの	既設の 事業場等	特定 排水水	付表 1 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（1）に掲げる値
			新設の 事業場等		付表 1 の第 2 欄の業種その他の区分に 応じ、同表第 3 欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの		排水水	1 6 0
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの			排水水	

備考

- この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
 (1) 昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち（2）に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
 (2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
- この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

別表第3（第3関係 窒素含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特 定 事 業 場 で 日 平 均 排 水 量 が 50 立 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	上 乗 せ 排 水 基 準 が 適 用 さ れ る も の	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの			排水水
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4（第3関係 りん含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場 で日平均排 水量が50立 方メートル 未満のもの	上乗せ排水基 準が適用され るもの	14年以前の 事業場等	特定 排水水	付表 3 の第 2 欄の業種その他の区分 に応じ、同表第 3 欄（1）に掲げる値
			15年以降の 事業場等		付表 3 の第 2 欄の業種その他の区分 に応じ、同表第 3 欄（2）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量 が20立方メートル以上のもの			排水水
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事を行っているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

付表 1
化学的酸素要求量に係る指導値

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	120	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	
6	乳製品製造業	30	30	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	50	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	
9	寒天製造業	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	
12	冷凍水産物製造業	50	40	
13	冷凍水産食品製造業	50	40	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	50	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	50	
16	野菜漬物製造業	40	40	
17	味噌製造業	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	50	
19	うま味調味料製造業	30	30	
20	ソース製造業	30	30	
21	食酢製造業	50	50	
22	砂糖精製業	50	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	
24	小麦粉製造業	50	50	
25	パン製造業	50	50	
26	生菓子製造業	50	50	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	
28	米菓製造業	50	50	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	
30	植物油脂製造業	40	40	
31	動物油脂製造業	40	40	
32	食用油脂加工業	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	
35	めん類製造業	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	50	50	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	30	
38	あん類製造業	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	
41	清涼飲料製造業	40	40	
42	果実酒製造業	30	30	
43	ビール製造業	30	30	
44	清酒製造業	50	50	

45	蒸留酒・混成酒製造業	50	50	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	
47	配合飼料製造業	30	30	
48	単体飼料製造業	30	30	
49	有機質肥料製造業	30	30	
50	たばこ製造業	30	20	
51	器械生糸製造業	30	30	
52	座繰生糸製造業	30	30	
53	玉糸製造業	30	30	
54	生糸製造業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	
55	繊維工業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	50	50	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	100	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	100	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	100	80	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量（以下「平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量」という。）にあっては、第 3 欄（2）の値は 90 とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	30	
69	一般製材業	40	40	
70	木材チップ製造業	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	30	30	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	50	50	

73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40	
74	床柱製造業	40	40	
75	木材薬品処理業	25	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	25	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	80	
91	塗工紙製造業	25	25	

資料7付表1-③

92	段ボール製造業	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	
98	新聞業	50	50	
99	出版業	50	50	
100	印刷業	50	50	
101	製版業	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60とする。 (イ) ハイドロサルファイト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (ウ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は50とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。

資料7付表1-④

				(ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。 (エ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は50とする。 (イ) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (イ) クロロブレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	50	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は60とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (ウ) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。 (エ) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	25	
117	発酵工業	120	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	30	(ア) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は50とする。

				(イ) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190 とする。
120	プラスチック製造業	30	30	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50 とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70 とする。 (イ) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130 とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270 とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	25	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は40 とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)の値は60 とする。

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は40 とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	50	40	
129	塗料製造業	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は70 とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
137	農薬製造業	30	25	
138	合成香料製造業	120	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	25	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	25	
141	にかわ製造業	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	にかわ製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100 とする。
143	写真感光材料製造業	20	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	130	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	
147	石油精製業	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30 とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40 とする。
149	コークス製造業	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は120 とする。

150	石油コークス製造業	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	
155	毛皮製造業	100	100	
156	板ガラス製造業	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
165	生コンクリート製造業	20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	
168	黒鉛電極製造業	20	20	
169	砕石製造業	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	
175	フェロアロイ製造業	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	
183	伸鉄業	20	20	
184	磨棒鋼製造業	20	20	
185	引抜鋼管製造業	20	20	
186	伸線業	20	20	
187	ブリキ製造業	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	

189	めっき鋼管製造業			20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業			20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	20	
192	鍛鋼製造業			20	20	
193	鍛工品製造業			20	20	
194	鋳鋼製造業			20	20	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）			20	20	
196	鋳鉄管製造業			20	20	
197	可鍛鋳鉄製造業			20	20	
198	鉄粉製造業			20	20	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）			20	20	
200	非鉄金属製造業			20	20	
201	電気めっき業			40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			20	20	
203	一般機械器具製造業			20	20	
204	電子回路製造業			25	25	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			20	20	
206	輸送用機械器具製造業			20	20	
207	精密機械器具製造業			20	20	
208	ガス製造工場			20	20	石炭ガス製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、70とする。
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの（繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。）	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	50	40	
210	空瓶卸売業			30	20	

211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。）	30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	30	
213	飲食店	50	30	
214	宿泊業	50	40	
215	リネンサプライ業	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	
217	商業写真業	60	60	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	60	60	
219	自動車整備業	25	25	
220	病院	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	30	30	(ア) 第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 40 とする。 (イ) 第 2 欄により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものであつて、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 40 とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）	50	40	昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のものにあつては、第 3 欄(1)の値は 70 とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	
224	ごみ処理業	30	30	
225	廃油処理業	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	
228	と畜場	40	40	
229	中央卸売市場	25	25	
230	地方卸売市場	25	25	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）	25	25	
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が 200 人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	
		イ	その他	

付表 2
窒素含有量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	200	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	35	
6	乳製品製造業	25	20	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	30	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	55	40	
12	冷凍水産物製造業	55	40	
13	冷凍水産食品製造業	55	40	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	55	40	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	25	20	
16	野菜漬物製造業	25	20	
17	味噌製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	55	40	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	20	15	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	15	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	20	
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	15	
35	めん類製造業	25	20	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	20	
38	あん類製造業	20	15	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	
43	ビール製造業	25	20	
44	清酒製造業	25	20	

45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20	
46	インスタントコーヒー製造業	25	20	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	30	20	
49	有機質肥料製造業	30	20	
50	たばこ製造業	20	10	
51	器械生糸製造業	20	10	
52	座繰生糸製造業	20	10	
53	玉糸製造業	20	10	
54	生糸製造業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	15	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	25	20	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	20	綿織物捺染工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60 とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	20	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	
69	一般製材業	20	10	
70	木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	20	15	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	10	
74	床柱製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	15	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	15	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	15	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	15	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	15	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	

資料 7 付表 2－③

98	新聞業	20	10	
99	出版業	20	10	
100	印刷業	30	25	
101	製版業	30	25	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	20	15	(ア) アンモニア製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30 とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200 とする。 (ウ) 尿素製造工程にあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。
103	複合肥料製造業	20	15	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15 とする。

資料 7 付表 2－④

114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500 とする。
116	メタン誘導品製造業	20	20	
117	発酵工業	60	30	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。
120	プラスチック製造業	20	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
121	合成ゴム製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、35 とする。 (イ) メラミン製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500 とする。

				(ウ) 化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る）にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、35 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、55 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	15	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20 とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	20	20	
141	にかわ製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	
143	写真感光材料製造業	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	15	

152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	15	
157	板ガラス加工業	20	15	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	15	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	15	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	15	
166	コンクリート製品製造業	20	15	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	15	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	碎石製造業	20	15	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	15	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	10	
172	うわ薬製造業	20	15	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	15	(ア) コークス製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (イ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

資料7付表2-⑦

177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

資料7付表2-⑧

187	ブリキ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
188	亜鉛鉄板製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
189	めっき鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
190	めっき鉄鋼線製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
193	鍛工品製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
194	铸鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
195	鋇鉄铸件製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

196	铸铁管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
197	可鍛铸铁製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
198	鉄粉製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	15	核燃料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
201	電気めっき業	40	30	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	(ア) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (イ) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	35	25	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄(1)の値は 55 とする。

204	電子回路製造業	30	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	
207	精密機械器具製造業	30	20	
208	ガス製造工場	25	20	
209	下水道業	25	20	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
210	空瓶卸売業	25	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	25	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	20	
213	飲食店	25	20	
214	宿泊業	25	20	
215	リネンサプライ業	25	20	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	20	
217	商業写真業	25	20	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	25	20	
219	自動車整備業	25	20	
220	病院	25	20	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		60	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	
224	ごみ処理業		25	20		
225	廃油処理業		25	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		50	40		
227	死亡獣畜取扱業		25	20		
228	と畜場		30	20		
229	中央卸売市場		25	20		
230	地方卸売市場		25	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		25	20		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30	
		イ	その他	20	15	

付表 3
りん含有量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	36	9	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	4	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	8	6	
6	乳製品製造業	6	4.5	
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	8	6	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	8	6	
12	冷凍水産物製造業	8	6	
13	冷凍水産食品製造業	8	6	
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	8	6	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	6	4.5	
16	野菜漬物製造業	6	4.5	
17	味噌製造業	7.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	6	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	6	4.5	
21	食酢製造業	4	3	
22	砂糖精製業	6	4.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	4	3	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	6	4.5	
26	生菓子製造業	6	4.5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	6	4.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）	6	4.5	
30	植物油脂製造業	7.5	5.5	(ア) りん又はその化合物を脱ガム剤として使用するものにあつては、第 3 欄(1)の値は 8 とする。 (イ) 米糠を原料として使用するものにあつては、第 3 欄(1)の値は 8 とする。
31	動物油脂製造業	6	4.5	
32	食用油脂加工業	6	4.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	4	3	
35	めん類製造業	6	4.5	

資料 7 付表 3－①

36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	6	4.5	
38	あん類製造業	5	4	
39	冷凍調理食品製造業	8	6	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	6	3.5	
42	果実酒製造業	4	3	
43	ビール製造業	4	3	
44	清酒製造業	4	3	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	3.5	3	
49	有機質肥料製造業	3.5	3	
50	たばこ製造業	2	1	
51	器械生糸製造業	2	1	
52	座繰生糸製造業	2	1	
53	玉糸製造業	2	1	
54	生糸製造業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	5	4	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	6	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	6	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	6	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5	4	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	6	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	5	4	
69	一般製材業	2	1	
70	木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	2	2	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	2	1	

資料 7 付表 3－②

73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	2	1	
74	床柱製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	2	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1.5	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	

94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
98	新聞業	2	1	
99	出版業	2	1	
100	印刷業	2	2	
101	製版業	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1.5	
103	複合肥料製造業	2	1.5	
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1.5	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2.5	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	5	2.5	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4 とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	

115	脂肪族系中間物製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
116	メタン誘導品製造業	2	2	
117	発酵工業	2	1.5	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。
120	プラスチック製造業	2	2	
121	合成ゴム製造業	2	2	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	2	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
129	塗料製造業	2	2	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1.5	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
132	医薬品製剤製造業	2	2	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1.5	
136	火薬類製造業	2	1.5	
137	農業製造業	2	1.5	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	2	
141	にかわ製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
143	写真感光材料製造業	2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	

資料 7 付表 3－⑤

145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
147	石油精製業	2	1.5	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	2	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1.5	
157	板ガラス加工業	2	2	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1.5	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	2	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1.5	
166	コンクリート製品製造業	2	2	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	2	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	2	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	2	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	2	1	
172	うわ薬製造業	2	2	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	2	1.5	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1.5	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1.5	
183	伸鉄業	2	1.5	
184	磨棒鋼製造業	2	1.5	
185	引抜鋼管製造業	2	1.5	
186	伸線業	2	1.5	

資料 7 付表 3－⑥

187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1.5	
189	めっき鋼管製造業	2	1.5	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1.5	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1.5	
194	鋳鋼製造業	2	1.5	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
200	非鉄金属製造業	2	1.5	
201	電気めっき業	5.5	3.5	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	5.5	3.5	アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
203	一般機械器具製造業	3	2	
204	電子回路製造業	3	2	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。
206	輸送用機械器具製造業	3	2	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
207	精密機械器具製造業	3	2	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4.5とする。
208	ガス製造工場	4.5	3.5	

209	下水道業	2	1.5	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
210	空瓶卸売業	5	4	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。）	5	4	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6.5	4.5	
213	飲食店	6.5	4.5	
214	宿泊業	5	4	
215	リネンサプライ業	6	4.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	6	4.5	
217	商業写真業	5	4	
218	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	5	4	
219	自動車整備業	5	4	
220	病院	5	4	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	4	3	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）	4	3	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		3	2	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。	
224	ごみ処理業		5	4		
225	廃油処理業		4	3		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		6	4.5		
227	死亡獣畜取扱業		4	3		
228	と畜場		8	4.5		
229	中央卸売市場		4	3		
230	地方卸売市場		5	4		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		5	4		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	4	3	
		イ	その他	3	2	

資料8

春日井市生活環境の保全に関する条例第25条 排水に関する規制基準 項目及び基準値

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1 リットルにつき砒 ^ひ 素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1・4—ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

備考

- 1 許容限度は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「検出されないこと。」とは、前項に定める方法により検定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 4 六価クロム化合物の許容限度について、令和6年4月1日（改正施行日）において現に在る工場棟については令和6年9月30日まで、従前の排水基準（0.5 mg/L）が適用される。

資料9
春日井市生活環境の保全に関する条例第 27 条 排水に関する指導基準 項目及び基準値

1 生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量

工場等の区分		業種	許容限度（単位 1 リットルにつきミリグラム）	浮遊物質量（括弧内は、日間平均）
既設の工場等	下水道処理区域に所在するもの	1 全業種	25 (20)	70 (50)
	その他の区域に所在するもの	2 畜産農業又は畜産サービス業	130 (110)	160 (120)
		3 畜産食料品製造業	80 (60)	30 (20)
		その他	120 (100)	90 (70)
		4 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	120 (100)	40 (30)
		5 精穀・製粉業、パン・菓子製造業（製造小売業含む）又はあん類製造業	80 (60)	80 (60)
		6 動植物油脂製造業	100 (80)	80 (60)
		7 糖類製造業又はでんぷん製造業	120 (100)	90 (70)
		8 冷凍調理食品製造業	50 (40)	70 (50)
		9 水産食料品製造業、調味料製造業、めん類製造業、豆腐・油揚げ製造業、惣菜製造業、他に分類されない食料品製造業、料理品小売業又は豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	120 (100)	90 (70)
		10 ビール製造業	40 (30)	30 (20)
		11 清酒製造業	120 (100)	90 (70)
		12 蒸留酒・混成酒製造業	160 (120)	120 (100)
		13 清涼飲料製造業、果実酒製造業	60 (50)	70 (50)
		14 茶・コーヒー製造業、製氷業又はたばこ製造業	60 (50)	70 (50)
		15 飼料・有機質肥料製造業	160 (120)	200 (150)
		16 繊維工業又は衣類・その他の繊維製品製造業	毛紡績業又は整毛業（洗毛施設を有するものに限る。） 120 (100)	180 (150)
		染色整理業	50 (40)	50 (40)
		毛織物機械染色整理業	100 (80)	100 (80)
		その他	100 (80)	100 (80)

資料9－①

17 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、表具業又は家具修理業	70 (50)	90 (70)
18 パルプ・紙・紙板紙製造業	120 (100)	180 (150)
加工品製造業	湿式繊維板製造業 120 (100)	50 (40)
	その他 90 (70)	120 (100)
19 印刷・同関連業、新聞業、出版業、写真業又は写真現像・焼付け業	25 (20)	30 (20)
20 化学工業	医薬品製造業 40 (30)	60 (50)
	その他 30 (20)	40 (30)
21 石油製品・石炭製品製造業	30 (20)	30 (20)
22 プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業又はなめし革・同製品・毛皮製造業	25 (20)	30 (20)
23 窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	25 (20)	150 (120)
24 鉄鋼業	25 (20)	40 (30)
25 非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、その他の製造業又は機械修理業	25 (20)	30 (20)
26 ガス製造工業又はガス供給所	90 (70)	30 (20)
27 上水道業又は工業用水道業	25 (20)	30 (20)
28 酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの	25 (20)	30 (20)
29 飲食店	90 (70)	90 (70)
30 宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	90 (70)	90 (70)
31 医療業又は老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）	40 (30)	90 (70)
32 と畜業	80 (60)	80 (60)
33 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの）	50 (40)	70 (50)
34 自動車整備業、自動車卸売業又は自動車小売業	50 (40)	70 (50)
35 自動式車両洗浄施設を有するもの	25 (20)	70 (50)
36 保健衛生、学術・開発研究機関、商品検査業又は計量証明業	40 (30)	90 (70)
37 一般廃棄物処理業	40 (30)	50 (40)
38 産業廃棄物処理業又はその他廃棄物処理業	25 (20)	30 (20)
39 501 人槽以上の浄化槽を有するもの	90 (30)	100 (70)

資料9－②

新設の工場等	下水道処理区域に所在するもの	40 下水道業	25 (20)	70 (50)	
		41 第2項から第40項までの業種以外の業種	90 (60)	100 (70)	
	その他の区域に所在するもの	42 全業種	25 (20)	30 (20)	
		43 全業種（第44項から第52項までの業種を除く。）	25 (20)	30 (20)	
		44 畜産農業又は畜産サービス業	90 (70)	100 (80)	
		45 食料品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	50 (40)	30 (20)
			野菜缶詰・果実缶詰・農産品製造業を除く。	50 (40)	40 (30)
			動植物油脂製造業、糖類製造業又はでんぷん製造業	50 (40)	50 (40)
			その他	50 (40)	50 (40)
		46 繊維工業又は衣類・その他の繊維製品製造業	50 (40)	40 (30)	
		47 鉄鋼業	25 (20)	30 (20)	
		48 飲食店	40 (30)	70 (50)	
	49 宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	40 (30)	70 (50)		
	50 501人槽以上の浄化槽を有するもの	40 (30)	80 (60)		
	51 下水道業	25 (20)	70 (50)		
	52 第41項に該当する業種	40 (30)	80 (60)		

備考

- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 「既設の工場等」とは、平成20年7月1日前に設置された工場等をいい、「新設の工場等」とは平成20年7月1日以後（同日において建設工事中であるものを除く。）に設置する工場等をいう。
- 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 一の工場等が二以上の業種に属する場合にあつては、より厳しい許容限度を適用する。
- 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）その他の水質汚濁防止法に基づく排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等については、この表の規定は、適用しない。

2 水素イオン濃度等

項目		許容限度
水素イオン濃度		水素指数 5.8～8.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	1リットルにつき5ミリグラム
	動植物油脂類	1リットルにつき30ミリグラム
フェノール類含有量		1リットルにつき5ミリグラム
銅含有量		1リットルにつき3ミリグラム
亜鉛含有量		1リットルにつき2ミリグラム
溶解性鉄含有量		1リットルにつき10ミリグラム
溶解性マンガン含有量		1リットルにつき10ミリグラム
クロム含有量		1リットルにつき2ミリグラム
大腸菌数		日間平均1ミリリットルにつき800コロニー形成単位
窒素含有量		1リットルにつき120ミリグラム（日間平均1リットルにつき60ミリグラム）
リン含有量		1リットルにつき16ミリグラム（日間平均1リットルにつき8ミリグラム）

備考

- 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例その他の水質汚濁防止法に基づく排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等については、この表の規定は、適用しない。
- 大腸菌数については、令和7年4月1日より適用。令和7年3月31日までは、項目として「大腸菌群数」、許容限度として「日間平均1立方センチメートルにつき3,000個」が適用される。

資料 10

構造等に関する基準並びに点検の方法
(水質汚濁防止法施行規則から抜粋、一部加工あり)

1 施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体 (地下貯蔵施設を除く) が設置される床面及び周囲

- A 基準
- 施設本体が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。
- 一 次のいずれにも適合すること。
イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。
ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置 (以下「防液堤等」という。) が設置されていること。
 - 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B 基準

施設本体 (平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。) が設置されている床面及び周囲のうち上記 A 基準に適合しないものに係る基準については、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 次のいずれにも適合すること。
イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が A 基準第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について A 基準に適合すること。
ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
- 二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が A 基準第一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について A 基準に適合すること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及び B 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準		
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲 (A 基準) ただし書に規定する場合を除く。)	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体が設置される床面及び周囲 (A 基準) ただし書に規定する場合に限る。)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上

点検及び回数 B 基準		
施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上

点検及び回数 C 基準		
施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上

2 施設本体の点検の方法

施設本体の構造等に関する基準は、地下構造に関するものを除き、基本的に規定されていない。
施設本体については、点検のみが要求されており、A、B、Cの基準の別はない。ただし、施設
本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準がB基準に該当する場合には、次の点検が
必要となる。
(地下貯蔵指定施設の構造等に関する基準については、58 ページ参照)

点検及び回数

有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵指 定施設の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含 む水の漏えいの有無	一年に一回以上。

施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準が、B基準に該当する場合

施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損 傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含 む水の漏えいの有無	一月に一回以上。ただし、目 視又は漏えい等を検知するた めの装置の適切な配置以外の有 方法による施設本体からの有 害物質を含む水の漏えい等の 有無の点検を行う場合にあっ ては、当該方法に応じ、適切 な回数で行うものとする。

3 施設に付帯する配管等（地上に設置する場合）の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「配管等」という。）

A 基準

配管等は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
 - (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
- ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

B 基準

配管等（平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。）のうち A 基準に適合しないものに係る基準については、当該配管等が次に適合するものであること。

配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及び B 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上

点検及び回数 B 基準

配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

点検及び回数 C 基準

配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

4 施設に付帯する配管等（地下に設置する場合）の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）

A 基準

配管等は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) トレンチの中に設置されていること。
- (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
- (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B 基準

配管等（平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。）のうち A 基準に適合しないものに係る基準について、当該配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及び B 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上
＊1）危険物の規制に関する規則第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法第十二条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあっては、三年に一回以上。		

点検及び回数 B 基準

一 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上

点検及び回数 C 基準

配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
--------------------------------------	---	--

5 施設に接続する排水溝等の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「排水溝等」という。）

A 基準

排水溝等は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一次のいずれにも適合すること。
イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。
ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。

- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B 基準

排水溝等（平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。）のうち A 基準に適合しないものに係る基準については、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及び B 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上* ²⁾
* 2) 排水溝等からの有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合）に一回以上行う場合にあつては、三年に一回以上。		

点検及び回数 B 基準

排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上

点検及び回数 C 基準

排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

6 地下貯蔵施設の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの

A 基準

地下貯蔵施設は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一次のいずれにも適合すること。
イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。
 - ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
 - ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

B 基準

地下貯蔵施設（平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。）のうち A 基準に適合しないものに係る基準については、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一次のいずれにも適合すること。
イ A 基準第一号ハに適合すること。
ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
- 二次のいずれにも適合すること。
イ A 基準第一号ハに適合すること。
ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及び B 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準

有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵指 定施設の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の 圧力若しくは水の水位の変動 の確認又はこれと同等以上の 方法による地下貯蔵施設から の有害物質を含む水の漏えい 等の有無	一年に一回以上とする。ただし、 地下貯蔵施設の内部の気体の圧 力又は水の水位の変動の確認以 外の方法による地下貯蔵施設か らの有害物質を含む水の漏えい 等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。 ^{＊3)}
＊3）危険物の規制に関する政令第 13 条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第 11 条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年に一回以上とする。		

点検及び回数 B 基準

一 地下貯蔵施設（二の項 に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質 を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定に より漏えい等の有無の点検を行 う場合にあっては、三月）に一 回以上
二 地下貯蔵施設（B 基準 第二号に適合するもの 及び第三号に適合する もの（第二号と同等以上 の効果を有する措置が 講じられているものに 限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の 圧力若しくは水の水位の変動 の確認又はこれと同等以上の 方法による地下貯蔵施設から の有害物質を含む水の漏えい 等の有無	一年に一回以上。ただし、地下 貯蔵施設の内部の気体の圧力又 は水の水位の変動の確認以外の 方法による地下貯蔵施設からの 有害物質を含む水の漏えい等の 有無の点検を行う場合にあって は、当該方法に応じ、適切な回 数で行うこととする。

点検及び回数 C 基準

地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の 圧力若しくは水の水位の変動 の確認又はこれと同等以上の 方法による地下貯蔵施設から の有害物質を含む水の漏えい 等の有無	一年に一回以上。ただし、地下 貯蔵施設の内部の気体の圧力又 は水の水位の変動の確認以外の 方法による地下貯蔵施設からの 有害物質を含む水の漏えい等の 有無の点検を行う場合にあって は、当該方法に応じ、適切な回 数で行うこととする。
--------	---	--

7 使用の方法に関する基準及び点検の方法

A 基準及びB 基準

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
 - ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
 - ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

- 二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

C 基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A 基準及びB 基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数 は C 基準が適用される。

点検及び回数 A 基準及びB 基準

使用の方法に関する点検は、上記に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

点検及び回数 C 基準

施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

水質汚濁防止法届出 記入例

I 特定施設設置（使用・変更）届出書 記入例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

提出年月日
を記入する。

年 月 日

春日井市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 あつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		春日井工業株式会社	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		鳥居松町5丁目44	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☒ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設の構造

工場において使っている番号等があれば、記入する。

工場又は事業場における施設番号	66-②	
特定施設号番号及び名称	66 電気めっき施設	
型 式	全自動銅ニッケルクロム ラインメッキ (〇〇社製、令和元年式)	
構 造	鉄鋼製 (内面を塩化ビニールで被覆処理、 別紙参照)	特定施設の構造図を添付する。
主要寸法	メッキライン 長さ 16.6m×幅 1.6m×高さ 2.3m メッキ槽 高さ 0.7m×幅 1.1m 1基	設置基数についても記入する。
能 力	△△kg/日	「工場全体の配置図」と「特定施設及び関連する主要機械又は主要装置の配置図」を添付する。
配 置	表面処理棟 1階に配置 (別紙配置図のとおり)	別紙配置図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項	床面 コンクリート製 厚さ100mm エポキシ樹脂で被覆 周囲 防液堤 容量2m³ (別紙断面図のとおり) 施設担当者：愛知次郎 主要製品：自動車バルブ部品など	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設を設置する床面及びその周囲の構造等を記載すること。 防液堤等の構造や集水（勾配）について、構造図・断面図を添付すること。 ①当該施設の担当者名 ②主要製品 など、参考になるべき事項を記入する。

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設に該当
する場合のみ、添付・記入必要。

別紙 1 の 2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	6 6 - ②	
特定施設号番号及び名称	6 6 電気めっき施設	
設 備	地上配管、排水溝、ためます	施設に付帯する地上・地下配管等及び排水溝等の設備の名称を記載すること。
構 造	地上配管：塩化ビニール製 排水溝・ためます：コンクリート製、厚さ50mm 内面をエポキシ樹脂で被覆	設備の材質を記載するとともに、被覆の材質、検知設備を有する場合にはその旨記載する
主 要 寸 法	地上配管：直径200mm、延長10m 排水溝：幅300mm、深さ200mm、延長10m ためます：500mm×500mm×500mm	設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。こと。
配 置	めっき工場 1 階 (別紙配置図のとおり)	建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項	施設本体－地上配管－ためます－ 排水溝－排水処理施設	有害物質を含む水が流れる経路図等を記載すること。 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

参考

点検内容・頻度	●施設及び床面等 ・溶液の水位記録（毎日） ・タンク本体からの漏洩、タンクのひび割れや損傷等（月 1 回） ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等（月 1 回） ●附帯する設備 ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無（月 1 回） ●使用の方法に関する事項 ・管理要領等の見直し（年 1 回）	点検内容・頻度、同等以上の点検の方法、管理要領などについて、記入すること。
---------	--	---------------------------------------

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	66-②				工場全体の配置図を添付し、特定施設の設置場所を明示する。	
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設					
設置場所	別紙配置図のとおり				別紙配置図のとおり	
操業の系統	別紙のとおり				原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	
使用時間間隔	連続使用					
1日当たりの使用時間	8時間					
使用の季節的変動	なし				特定施設を含む作業工程で実際に使用している全ての原材料等について記入する。欄内に記入できない場合には、別紙に記入する。	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	別紙のとおり					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	
	pH	3~10	2~13			
	BOD	100mg/L	300mg/L			
	COD	50	100			
	SS	90	120			
	T-N	60	200			
	T-P	8	20			
	CN	50	70			
	Cr ⁶⁺	40	60			
	Cu	30	50			
排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。						
当該特定施設から排出される汚水又は廃液の量を記入する。						
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大		
	70	80				
その他参考となるべき事項	使用有害物質等： 電気銅、シアン化カリウム、 無水クロム酸、シアン化ナトリウム				製造、使用又は処理している有害物質等を記入する。	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

法第6条に基づく使用届の場合のみ記入する。

汚水等の処理の方法

工場で使用している番号等があれば、記入する。

工場又は事業場における施設番号	No. 1								
処理施設の設置場所	別紙配置図のとおり				別紙配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日				年 月 日				
工事完成予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日				年 月 日				
使用開始予定年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日				年 月 日				
種類及び型式	総合汚水処理施設 〇〇式								
構造	コンクリート製								
主要寸法	11m×17m×4m								
能力	35m ³ /時				汚水処理の系統図を添付する。				
処理の方式	酸化、還元、凝集沈殿								
処理の系統	別紙のとおり				集水及び導水系統を「工場全体の配置図」等に明示する。				
集水及び導水の方法	200mmφ塩ビ管にて汚水処理施設に導水する（別紙参照）。								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	8時間				汚水処理施設で使用する薬品等について、用途別にその種類と使用量を記入する。 欄内に記入できない場合には、別紙に記入する。				
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	別紙のとおり								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~9	7~8	2~13	7~8				
	BOD	80	15	200	20				
	COD	40	10	80	20				
	SS	60	20	120	30				
	T-N	50	20	200	25				
	T-P	5	2	20	3				
	CN	50	0.1	70	0.5				
	Cr ⁶⁺	40	0.1	60	0.2				
	Cu	30	0.5	50	1				
	Zn	30	1	50	2				
量 (m ³ /日)		210	210	250	250	排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。			
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 (50m ³ /月、脱水後7m ³ /月) 業者委託				排出先及び排出方法等を記入する。				
排出水の排出方法	処理水→No. 1排水口→側溝→八田川→庄内川				・汚水の処理によって生じる残さを業者委託する場合は、処理業社名等を記入する。 ・別紙1、2の特定施設と処理施設との関係等を記入する。				
その他参考となるべき事項	汚泥処理：△△処理(株) (半田市△△町) に委託。 66-②→No. 1処理施設→No. 1排水口								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

排水口名称等を記入する。

工場又は事業場における施設番号		No. 1		No. 2	
排水水の汚染状態	種類・項目	通 常	最 大	通 常	最 大
	<i>pH</i>	7～8	7～8	6～7	6～7
	<i>BOD</i>	15mg/L	20mg/L	10mg/L	15mg/L
	<i>COD</i>	10	20	9	14
	<i>SS</i>	20	30	20	30
	<i>T-N</i>	20	25	8	12
	<i>T-P</i>	2	3	0.8	1.2
	<i>CN</i>	0.1	0.5	0	0
	<i>Cr⁶⁺</i>	0.1	0.2	0	0
	<i>Cu</i>	0.5	1	0	0
	<i>Zn</i>	1	2	0	0
排水水の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
		210	250	130	150
その他参考となるべき事項		66-②など工程水 → No. 1 処理施設 → No. 1 排水口 → 側溝 し尿浄化槽排水 + 冷却水 → No. 2 排水口 → 側溝 雨水 → No. 3～No. 6 排水口 → 側溝 → 八田川			

- ・別紙 1、2 の特定施設と別紙 3 の処理施設との関係を明示する。
- ・排水口ごとに、公共用水域への排出先を記載する。

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

平成 24 年愛知県告示第 118 号等に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
「番号」は、「業種等及び規模一備考」（「61 ア」、「108-ウ」、「206一備」、「223 アー備」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙 5

当該工程の排水(污水处理施設がある場合は処理後の排水)のCODを記入する。

汚染状態(最大)×水量(最大)÷1000

汚染状態(通常)×水量(通常)÷1000

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

指定項目の別									COD		
特定 排 出 水	業種その他の区分（番号）		汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
			通常	最大	通常	最大	Q _{c0}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	
	①	電気めっき業(201)	10	20	36	43.5	16.5	—	27	0.36	0.87
	②	輸送用機械器具製造業(206)	10	20	74	86.5	63.5	—	23	0.74	1.73
	③	輸送用機械器具製造業(206一備)	10	20	100	120	90	—	30	1	2.4
	④	し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	30	40	30	40	—	40	—	0.9	1.6
①②③…、a b c…は、別添「排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。											
合 計				240	290	170	40	80	3	6.6	
特定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種類及び用途		汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
			通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	a	冷却水	3	4	100	110	0.3	0.44			
	合 計				100	110	0.3	0.44			
その な の 他 の 参 考 事 と 項	③については、電気めっき工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{n0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{p0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

平成 24 年愛知県告示第 119 号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
「番号」は、「項番号及び規模一備考」（「61ア」、「108-ウ」、「206アー備」、「209アーイ」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙 5

当該工程の排水（污水处理施設がある場合は処理後の排水）の窒素含有量を記入する。

汚染状態(最大)×水量(最大)÷1000

汚染状態(通常)×水量(通常)÷1000

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

		当該工程の排水量を記入する。		指定項目の別		窒素含有量					
業種その他の区分（番号）	汚染状態 (mg/L)	水量 (m³/日)							汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q _{c0}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	最大	
① 電気めっき業(201イ)	20	25	36	43.5	16.5	27	—	0.72	1.09		
② 輸送用機械器具製造業(206イ)	20	25	74	86.5	63.5	23	—	1.48	2.16		
③ 輸送用機械器具製造業(206イ-備)	20	25	100	120	90	30	—	2	3		
④ し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	30	40	30	40	40	—	—	0.9	1.6		
①②③…、a b c…は、別添「排水水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。											
合 計				240	290	210	80	—	5.1	7.85	
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	a 冷却水	1	2	100	110	0.1	0.22				
合 計				100	110	0.1	0.22				
その他参考事項	③については、窒素化合物による表面処理施設を設置する自動車付属品製造工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{n0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{p0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

平成 24 年愛知県告示第 120 号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
「番号」は、「業種等及び規模一備考」（「61ア」、「108-ウ」、「206アー備」、「209アーイ」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙 5

当該工程の排水(汚水処理施設がある場合は処理後の排水)のりん含有量を記入する。

汚染状態(最大)×水量(最大)÷1000

汚染状態(通常)×水量(通常)÷1000

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

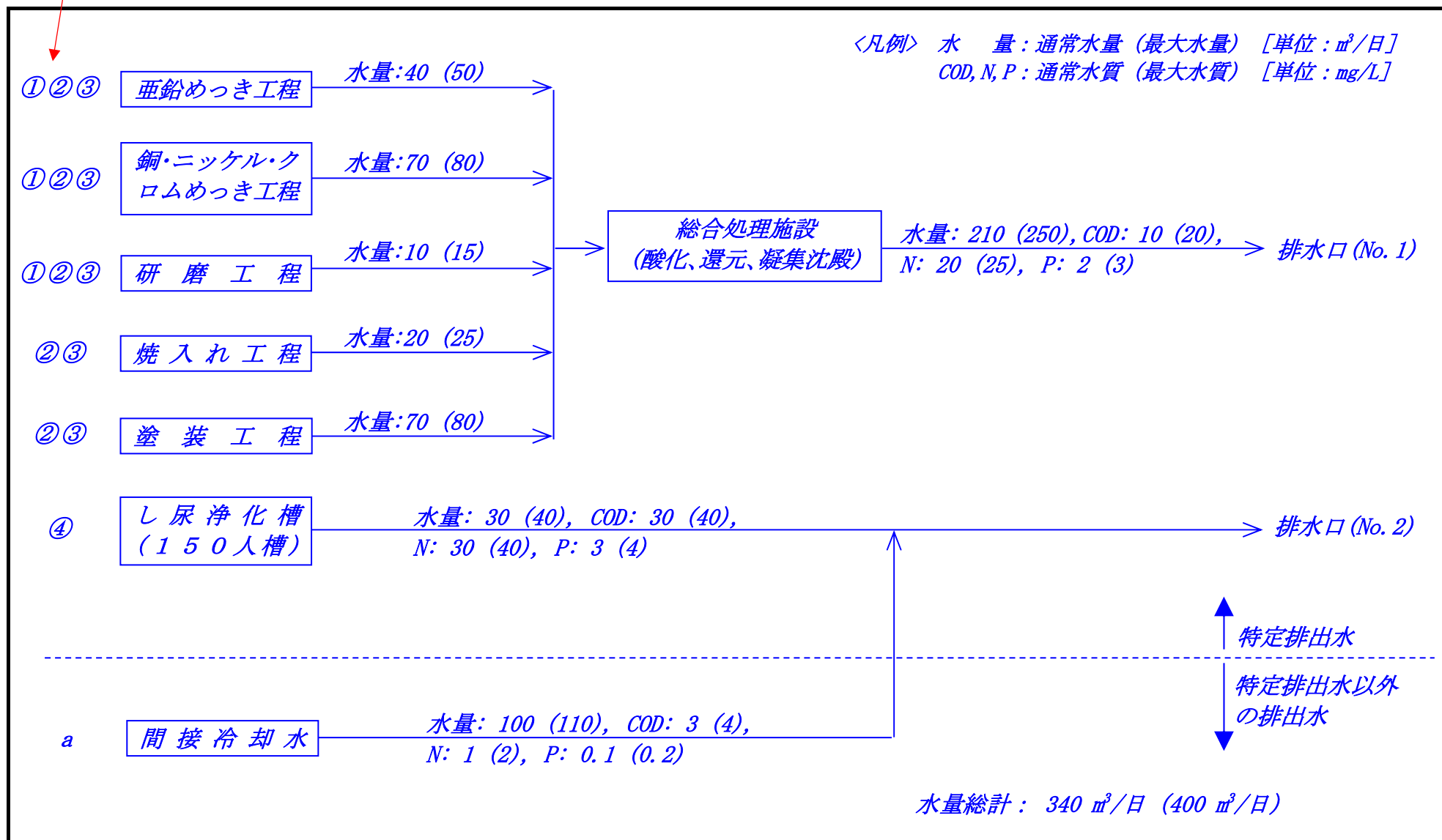
指定項目の別										りん含有量	
特定排水	業種その他の区分（番号）		汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
			通常	最大	通常	最大	Q _{c0}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	
	①	電気めっき業(201イ)	2	3	36	43.5	16.5	27	—	0.072	0.131
	②	輸送用機械器具製造業(206イ)	2	3	74	86.5	63.5	23	—	0.148	0.26
	③	輸送用機械器具製造業(206イー備)	2	3	100	120	90	30	—	0.2	0.36
	④	し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	3	4	30	40	40	—	—	0.09	0.16
①②③…、a b c…は、別添「排水水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。											
合 計				240	290	210	80	—	0.51	0.911	
特定排水以外の排水	種類及び用途		汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
			通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	a	冷却水	0.1	0.2	100	110	0.01	0.022			
合 計				100	110	0.01	0.022				
その他参考事項	③については、りん化合物による表面処理施設を設置する自動車付属品製造工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{n0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{p0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

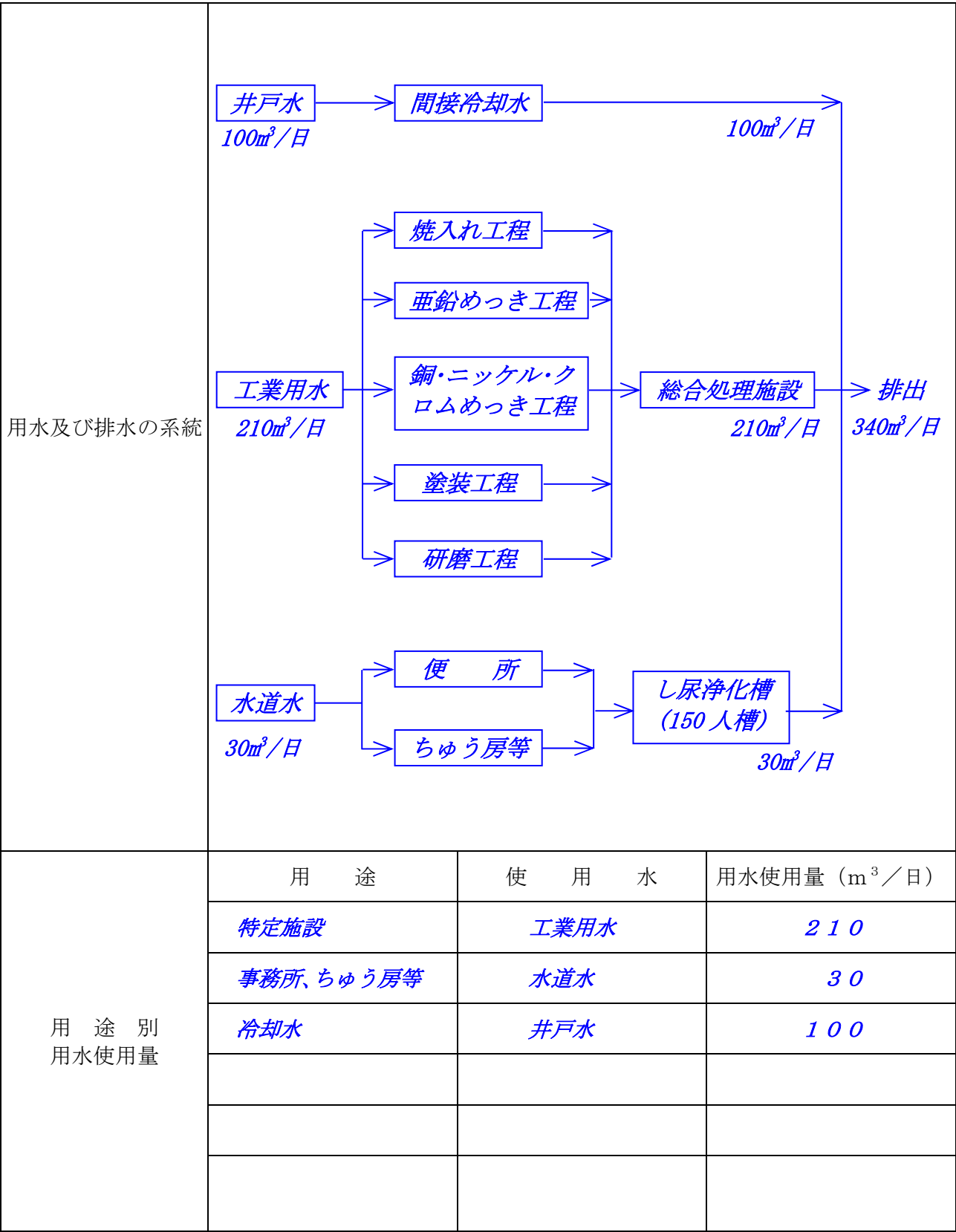
別添

①②③…、a b c…は、別紙5「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」の番号等を記載する。

排出水の排水系等別の汚染状態及び量の系統図



用水及び排水の系統



工場・事業場の概要

工場・事業場の名称	春日井工業株式会社	工場・事業場の所在地	春日井市鳥居松町5-44
創業年月日	昭和56年4月1日	資本金	8,000万円
従業員数	200人	公害関係担当者氏名	春日井 次郎 電話〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
主な生産品 (月産別)	自動車部品	日本標準産業分類 細分類番号	3013

〈工場付近の略図〉

工場・事業場付近の略図を記載する。
最寄りの駅など目印となる建物等を記入すること。

特定施設設置（使用、変更）届出書

届出に必要な書類

番号	必要書類等	所定用紙	◎、○の区分
1	特定施設設置（使用、変更）届出書	様式第1	◎
2	特定施設の構造	別紙1	○
3	特定施設の使用の方法	別紙2	○
4	汚水等の処理の方法	別紙3	○
5	排出水の汚染状態及び量	別紙4	○
6	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5	○
7	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図	別添	○
8	用水及び排水の系統	別紙6	○
9	工場・事業場の概要	有	○
10	工場付近の略図		
11	特定施設の構造図	無	○
12	工場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 用水及び排水の配管位置 (5) 排水口の位置	無	○
13	特定施設を含む操業の系統図 (フローシート)	無	○
14	汚水処理施設の構造図	無	○
15	汚水処理の系統図（フローシート）	無	○
16	汚水等の導水系統図	無	○

(注) ◎必須書類、○は必要に応じて添付する書類

① 特定施設の構造図

各メッキ槽の構造

Technical drawing of a cross-section of a rail vehicle chassis. The drawing shows a central bogie with two wheels and a central axle. The chassis has a top rail and a bottom rail. Dimensions are given: 16.6 for the total width, 2.8 for the height of the top rail, 0.7 for the height of the bottom rail, and 0.07 for the thickness of the bottom rail. Labels include 'レール' (Rail) and 'めっき槽' (Plating tank).

Technical drawing of a vertical electroplating tank (めっき槽) showing dimensions and components. The drawing includes a crane (クレーン) at the top, a frame (架台), and a barrel (バレル) with a sliding mechanism (上下稼動・離脱式). The dimensions are as follows:

- Overall height: 2.3 m
- Height from crane to frame: 0.3 m
- Height of frame: 0.9 m
- Height from frame to barrel: 0.3 m
- Height of barrel: 0.8 m
- Height of barrel from base: 0.7 m
- Width of barrel: 1.1 m
- Width of base: 1.6 m
- Width of base from barrel: 0.07 m

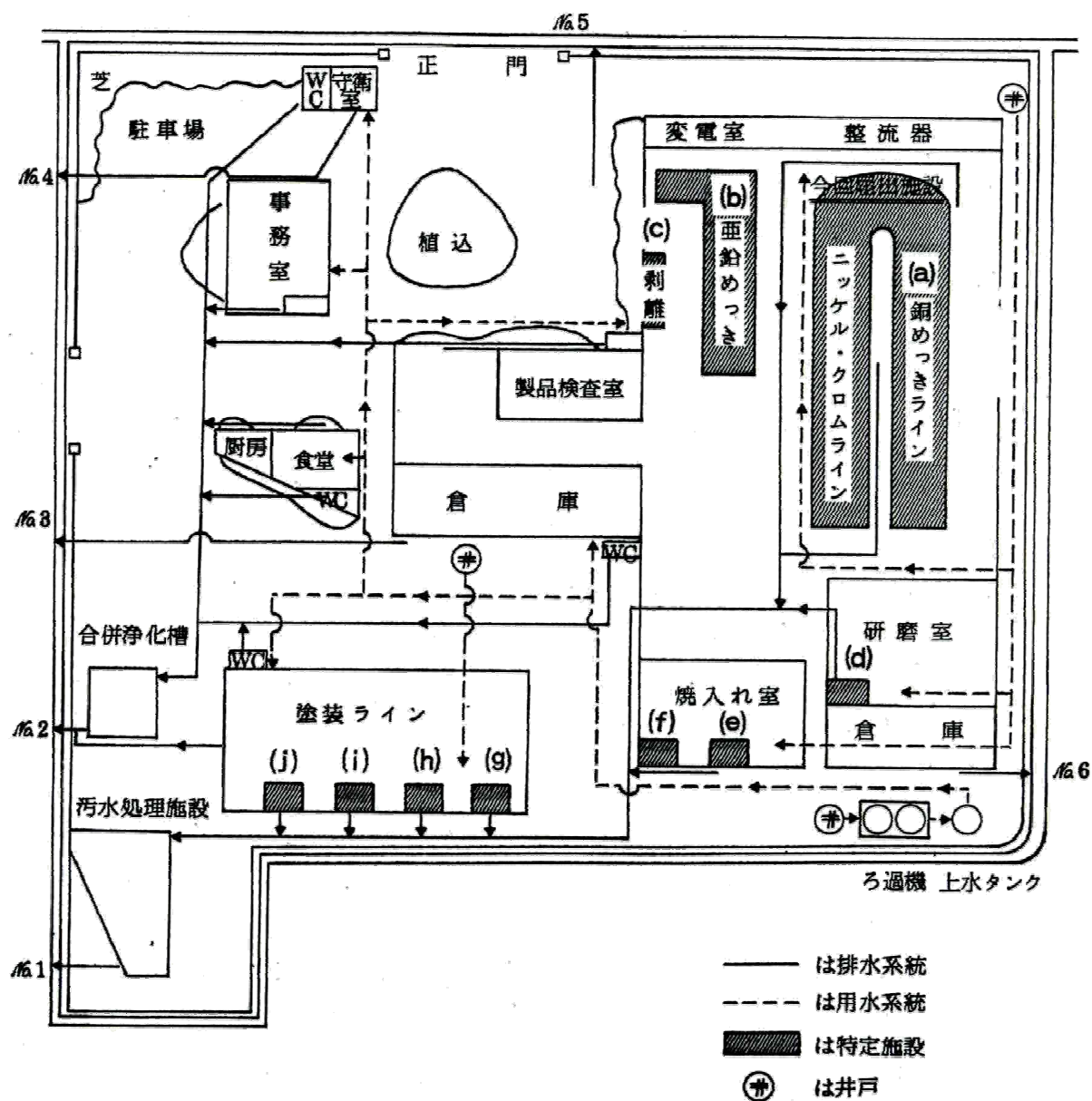
Labels:

- クレーン (Crane)
- 架台 (Frame)
- バレル (上下稼動・離脱式) (Barrel (Sliding/Removable))
- めっき槽 (Electroplating Tank)

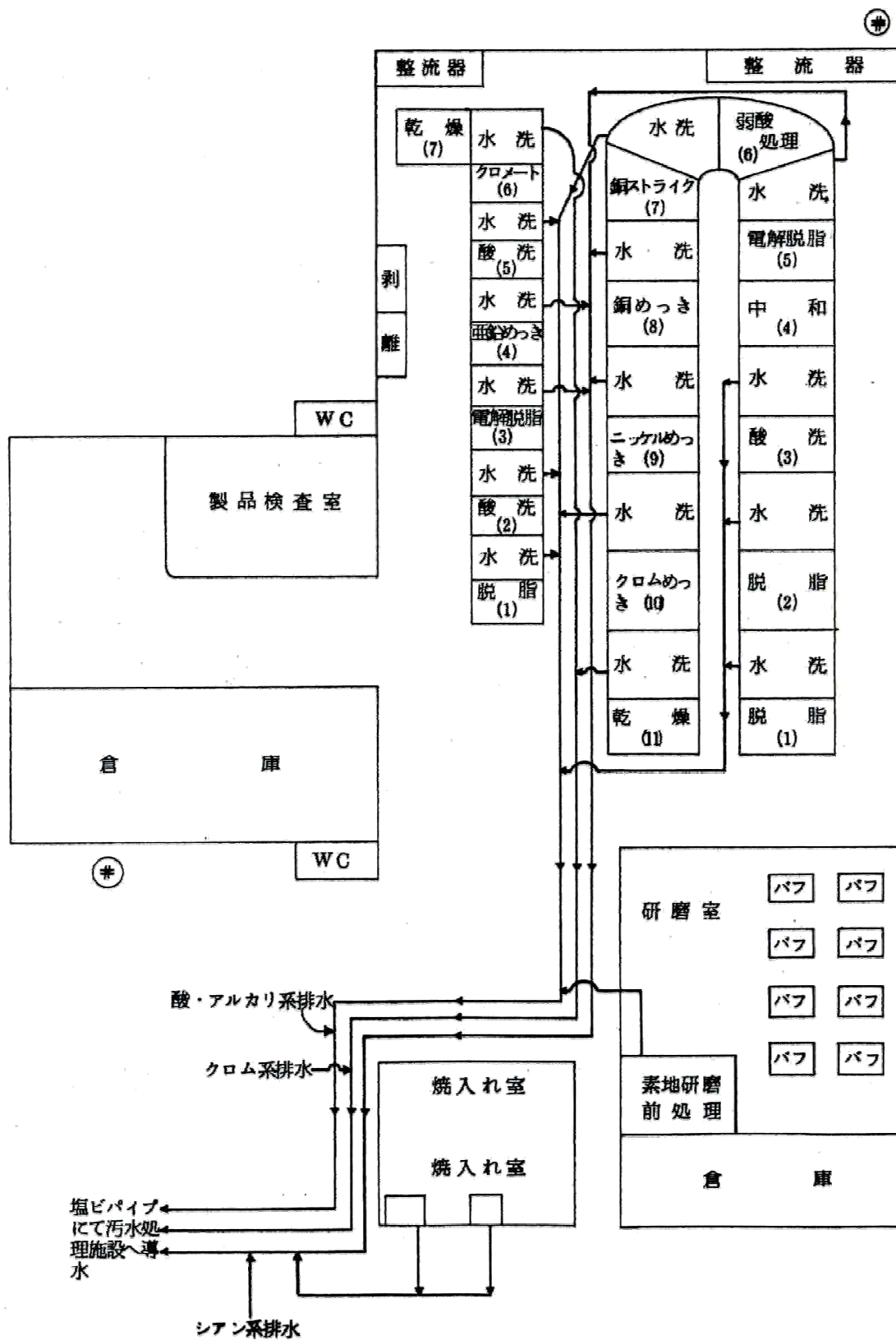
単位: m

② 工場全体の配置図

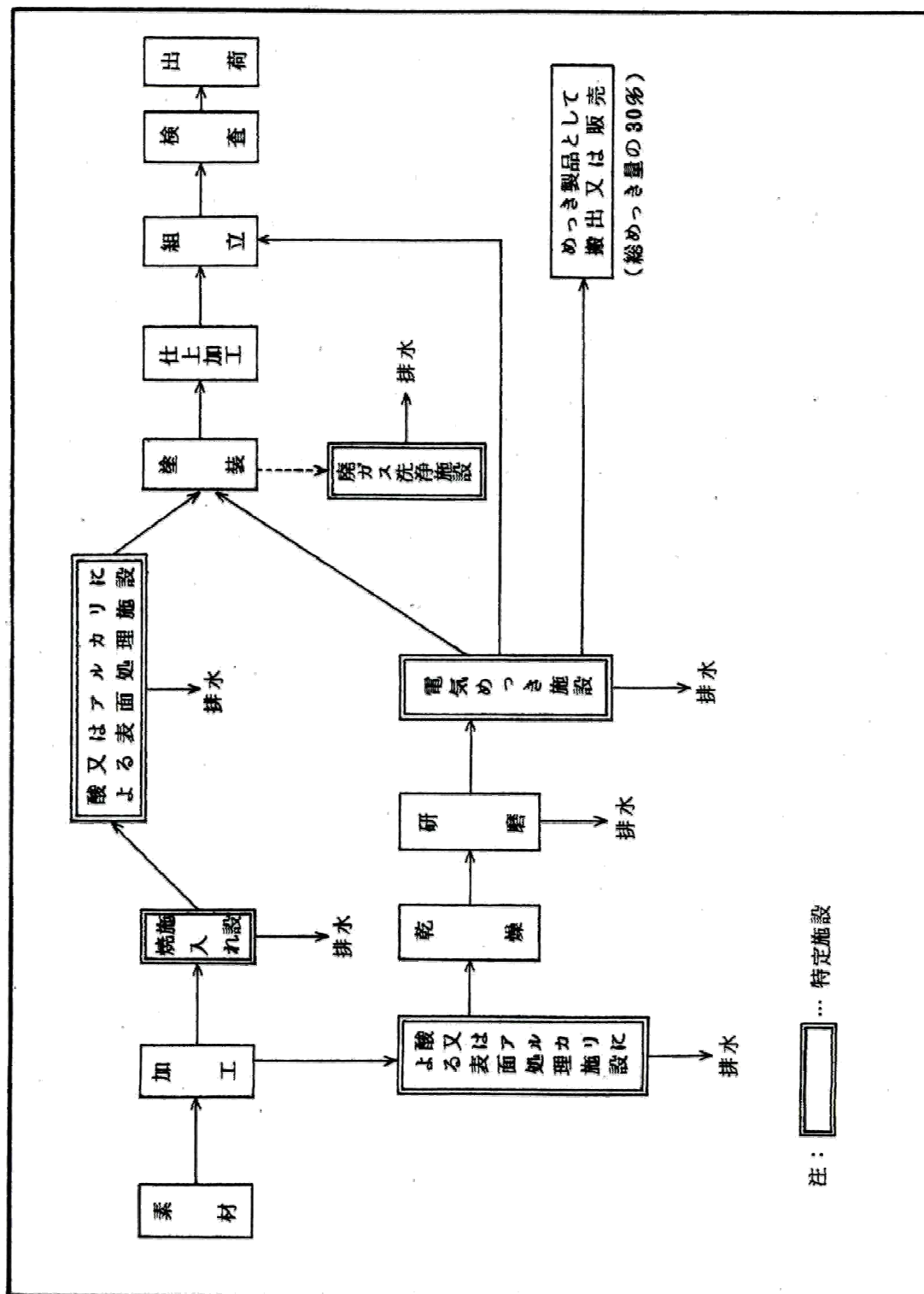
- a 特定施設の設置場所
- b 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所（詳細は次項）
- c 污水处理施設の設置場所
- d 用・排水系統
- e 排水口位置



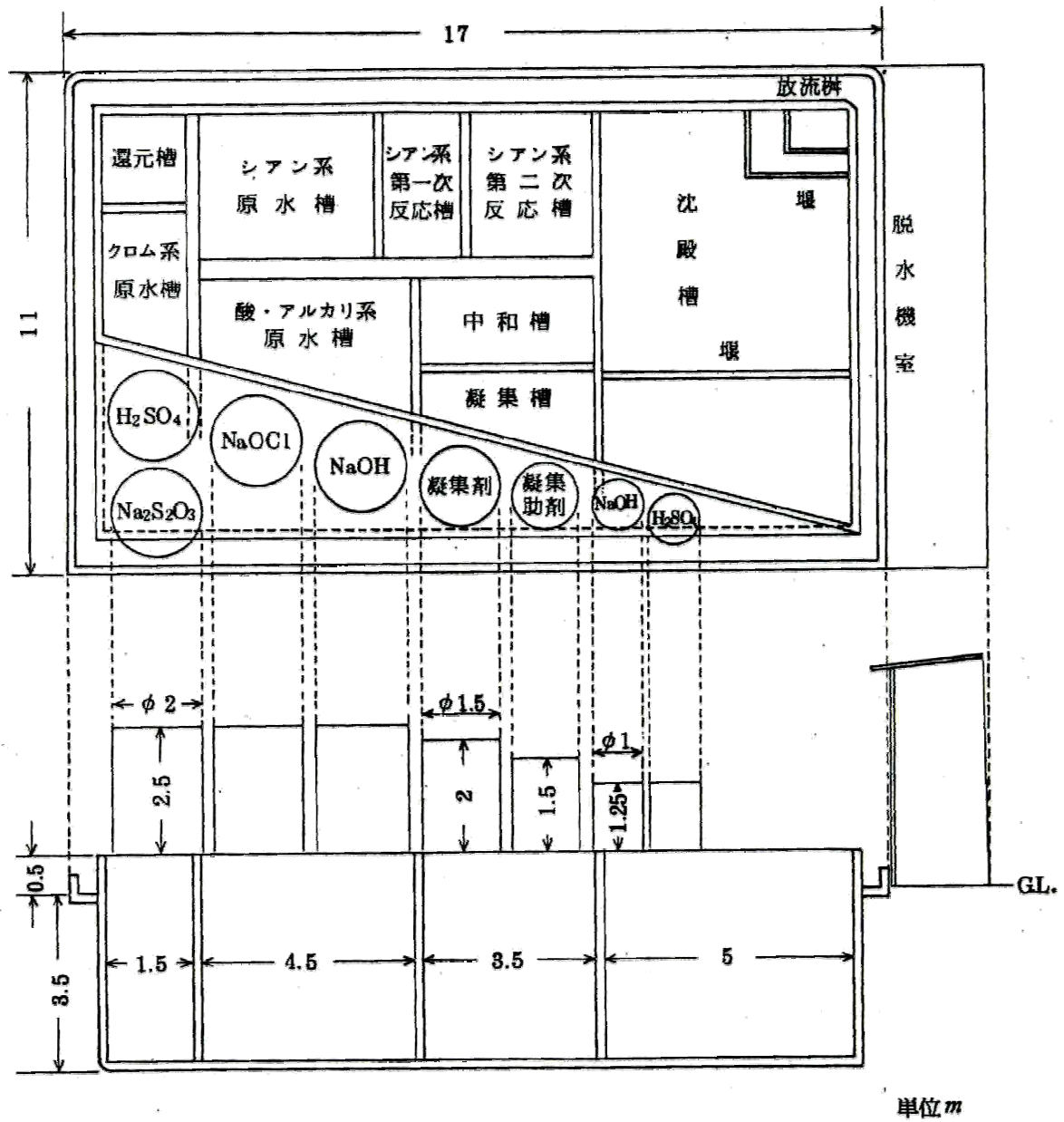
③ 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所（詳細）



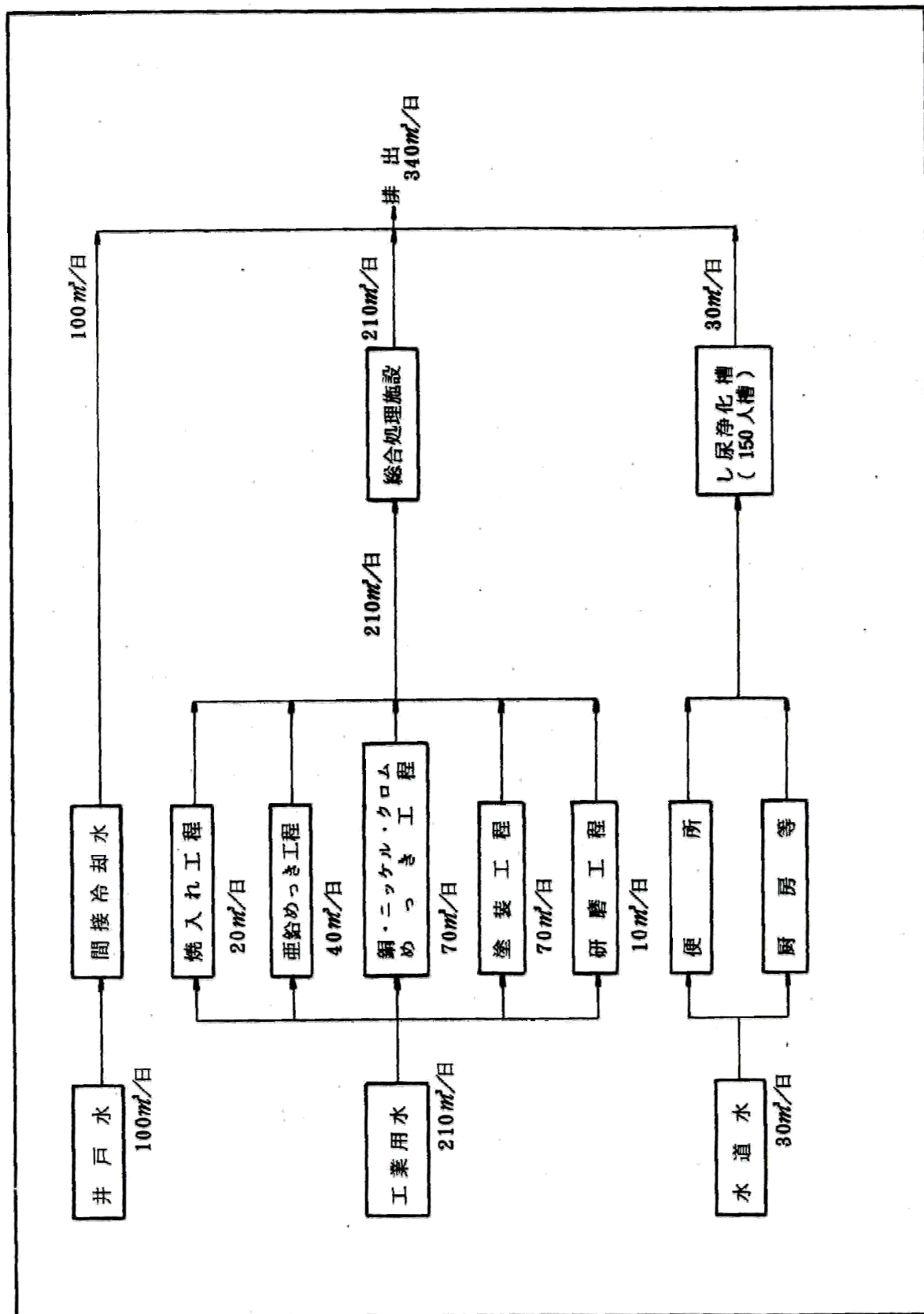
④ 特定施設を含む操作の系統図



⑤ 汚水処理施設の構造図



⑦ 用水及び排水系統図



⑧ 原材料の種類及び処理に要する消耗資材

1. 原材料の種類

(1) 電気めっきの陽極として使用するもの

電 気 銅	10Kg/日
含 リ ン 銅	20Kg/日
ニッケル板	10Kg/日

(2) 電気めっきのための処理液の作成に使用するもの

98% 硫 酸	25Kg/日
35% 塩 酸	100Kg/日
67.5% 硝 酸	20Kg/日
無 水 ク ロ ム 酸	12Kg/日
シアン化ナトリウム	8Kg/日
水酸化ナトリウム	40Kg/日
シアン化 カリウム	1Kg/日

2. 処理に要する消耗資材

98% 硫 酸	2Kg/日
水酸化ナトリウム	15Kg/日
次亜塩素酸ナトリウム	100Kg/日
重亜硫酸ナトリウム	15Kg/日
水酸化カルシウム	15Kg/日
高 分 子 凝 集 剤	0.1Kg/日

→(実際使用しているものをすべて記入すること)

⑨ 特定施設一覧表

a 特定施設一覧

○メッキ工場

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量 (m ³ /日)		総量規制基準に係る 業種その他の区分
				通常	最大	
(a)銅・ニッケル・クロムメッキライン	66 電気めっき施設	H. 13. 4. 1	H14. 10. 1	70	80	①
(b)亜鉛メッキライン	66 電気めっき施設	S. 50. 4. 1	S. 50. 6. 1	30	35	①
(c)剥離施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	S. 50. 4. 1	S. 50. 6. 1	10	15	①

○研磨室

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量 (m ³ /日)		総量規制基準に係る 業種その他の区分
				通常	最大	
(d)素地研磨前処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	S. 50. 4. 1	S. 50. 6. 1	10	15	②

○焼入れ室

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量 (m ³ /日)		総量規制基準に係る 業種その他の区分
				通常	最大	
(e)No. 1 焼入れ施設	63-イ 焼入れ施設	S. 50. 4. 1	S. 50. 6. 1	8	10	③
(f)No. 2 焼入れ施設	63-イ 焼入れ施設	H. 2. 4. 1	H. 2. 6. 1	12	15	③

○塗装ライン

施設名称	特定施設名	届出年月日	設置年月日	排水量 (m ³ /日)		総量規制基準に係る 業種その他の区分
				通常	最大	
(g)No. 1 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	S. 50. 4. 1	S. 50. 6. 1	15	15	①
(h)No. 2 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	S. 53. 4. 1	S. 53. 6. 1	15	15	①
(i)No. 3 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H. 2. 4. 1	H. 2. 6. 1	20	25	①
(j)No. 4 塗装工程	63-ホ 廃ガス洗浄施設	H. 2. 4. 1	H. 2. 6. 1	20	25	①

b 特定施設以外の排水水

施設名称	設置年月日	排水量 (m ³ /日)		総量規制基準に係る 業種その他の区分
		通常	最大	
150人槽合併浄化槽	S. 50. 6. 1	30	40	④
間接冷却水	S. 50. 6. 1	100	110	ア

c 排水水合計

	通常 (最大) m ³ /日
特定排水水	240 (290)
特定排水水以外の排水水	100 (110)

(注) 総量規制基準に係る業種その他の区分は「別紙 排水水の排水系統別の汚染状態及び量」及び「別添 排水水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」に記載した番号 (P 38~43参照) を記入。

Ⅱ 排出水の測定義務等について（資料 6 関係） 記入例

別紙 4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業における施設番号		No. 1		No. 2	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7～8	7～8	6～7	6～7
	BOD	5mg/L	10 mg/L	10 mg/L	15 mg/L
	COD	10	20	15	20
	SS	5	10	15	20
	T-N	20	25	10	20
	T-P	0.5	1	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質	<1	2	<1	5
	CN	<0.1	0.5	—	—
	Cr ⁶⁺	<0.1	0.2	—	—
	Cu	<0.5	1	—	—
	Zn	<0.5	2	—	—
	大腸菌群数	—	—	<100 個/cm ³	3000 個/cm ³
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		210	250	30	40
排水水の汚染状態 工場排水→ 排水処理施設→ No. 1 排水口→ 側溝 No. 2 排水口 し尿、食堂排水→ し尿浄化槽→ No. 2 排水口→側溝 No. 3～6 排水口 雨水専用排水口→ 側溝 <備考> 1 アンモニア等の測定について アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を超過するおそれが極めて低いため、アンモニア等の測定に代わり窒素含有量を測定する。ただし、窒素含有量がアンモニア等の規制基準値 100mg/L を超過するおそれがある場合は、別途、アンモニア等の測定を実施する。 2 日間平均値の測定について BOD 等日間平均値の排水基準が定められている項目について、通常、最大値にあっても日間平均値の排水基準を十分に下回るため、1日1回の測定を実施する。なお、日間平均値の排水基準を超過するおそれがある場合は、1日3回以上の測定を行い、日間平均値の排水基準遵守状況を確認する。					

(備考)
排水口名称等を記入してください。

(備考)
1 測定を要する項目は、排水水の汚染状態の欄に記載した項目となります。
2 汚染状態の欄について、通常検出されない(測定不要)項目欄は「—」を記入してください。
3 汚染状態の欄の通常値、最大値については、次の数値を記載してください。
(新設事業場)
新設事業場排水処理施設の計画値等を記載。
(既設事業場)
過去に実施している測定結果の通常値(平均値)、最大値を記載。

(備考)
1 各排水口におけるフローを記載してください。
2 その他、排水水の測定に関する事項など参考となるべき事項を記載してください。

(その他)
既に届出されている項目に過不足がある場合は、この様式の記載事項を修正し、特定施設変更届出書(別紙1-②参照)を提出してください。

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

様式第1(第3条関係)

特定施設設置(使用、変更)届出書

令和〇年〇月〇日

春日井市長 殿

届出者 住所 春日井市鳥居松町 5-44
氏名又は名称 春日井工業株式会社
法人にあっては代表者氏名 代表取締役 春日井太郎

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		春日井工業株式会社 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		春日井市鳥居松町 5-44	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の欄	66 電気めっき施設	※施設番号	
	△特定施設の構造の欄	別紙1のとおり。	※審査結果	
	△特定施設の使用の方法の欄	別紙2のとおり。	※備考	
	△汚水等の処理の方法の欄	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量の欄	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量の欄	別紙5、別添図のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統の欄	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の欄			
	△有害物質使用特定施設の構造の欄	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法の欄	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法の欄	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法の欄	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統の欄	別紙11のとおり。		

別紙1-①「排出水の汚染状態及び量(別紙4)」について、既に届出されている項目に過不足がある場合は、この特定施設変更届出書により、届出してください。

なお、変更に係る届出が排出水の汚染状態及び量に関する事項のみである場合は、記載例のとおり、別紙4以外の添付書類を省略することができます。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあっては、名称)を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第 8 (第 9 条関係)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設 の使用状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目						備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)				pH	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l	
R2.12.1 10:40	No.1 排水口	210	通常	春日井	愛知	7.5	5.3	11	5	18	0.4	
R2.12.1 11:00	No.2 排水口	30	通常	春日井	愛知	6.5	12	14	12	10	1.1	

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

(備考)

計量証明書を添付して保管する場合は、採水者、分析者及び測定項目の欄の記載を省略できます。

Ⅲ 有害物質貯蔵指定施設設置（使用・変更）届出書 記入例

施行日（平成24年6月1日）に、既に設置されている有害物質貯蔵指定施設については「使用」に該当。
施行日以降の設置は、「設置」に該当。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

- 有害物質貯蔵指定施設について
- ・「使用」に該当する場合は、第6条第1項の規定により届け出。
 - ・「設置」に該当する場合は、第5条第3項の規定により届け出。

届出者 春日井市〇〇町〇丁目〇〇番地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

水質汚濁防止法~~第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号			
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日		
第5条第1項関係	特定施設の種類	※施 設 番 号				
	有害物質使用特定施設の該当の有無				有 ☐ 無 ☐	※審 査 結 果
	△特定施設の構造				別紙1のとおり。	※備 考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）				別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法				別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法				別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量				別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量				別紙5のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。					
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	※施 設 番 号				
	△有害物質使用特定施設の構造				別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法				別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法				別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法				別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統				別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☒ 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設については、「使用」、「設置」にかかわらず、この欄「第5条第3項関係」の欄を使用
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (○社製 型式○)	貯蔵タンク (○社製 型式○)
構 造	ポリエチレン製 (別紙構造図のとおり)	ポリエチレン製 (別紙構造図のとおり)
主 要 寸 法	直径1500mm、高さ1000mm	高さ1000mm、幅1000mm、奥行き1000mm
能 力	貯蔵量 1.7m ³	貯蔵量 1m ³
配 置	表面処理棟 1階に配置 (別紙配置図のとおり)	表面処理棟 1階に配置 (別紙配置図のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面 コンクリート製 厚さ100mm エポキシ樹脂で被覆 周囲 防液堤 容量2m ³	床面 コンクリート製 厚さ100mm 周囲 側溝を設置 幅500mm、深さ300mm、延長10m
設 置 年 月 日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	施行日に、既に設置されている有害物質貯蔵指定施設については、「設置年月日」を記入。 施行日以降の設置は、「工事着手予定年月日」「工事完成予定年月日」「使用開始予定年月日」を記入。	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 備	地上配管	なし
構 造	塩化ビニール製 (表面をエポキシ樹脂で被覆)	
主 要 寸 法	直径200mm、延長10m	
配 置	表面処理棟 1 階 当該施設から表面処理施設まで (別紙表面処理棟配置図のとおり)	地下に設置されている場合には、 その旨を記入。
設 置 年 月 日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

- ・「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ・「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
- ・「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
- ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 置 場 所	表面処理棟 1階に配置 (別紙表面処理棟配置図のとおり)	表面処理棟 1階に配置 (別紙表面処理棟配置図のとおり)
操 業 の 系 統	表面処理施設への試薬を貯蔵	表面処理施設からの廃液を貯蔵 (手作業により運搬)
使 用 時 間 間 隔	連続	1週間に1回
1日当たりの使用時間	8時間	30分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	——	——
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	硝酸	硝酸
その他参考となるべき事項	硝酸は研磨の表面処理に使用	硝酸は研磨の表面処理の廃液 月1回業者に産廃処理委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

参考

点検内容・頻度	●施設及び床面等 ・溶液の水位記録(毎日) ・タンク本体からの漏洩、タンクのひび割れや損傷等(月1回) ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等(月1回) ●附帯する設備 ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無(月1回) ●使用の方法に関する事項 ・管理要領等の見直し(年1回)	●施設及び床面等 ・溶液の水位記録(毎日) ・タンク本体からの漏洩等(月1回) ・タンクのひび割れや損傷、床面のひび割れや被覆の損傷等(月1回) ●使用の方法に関する事項 ・管理要領等の見直し(年1回)
---------	--	--

★届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて記入・添付することが望ましい。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	硝酸試薬 貯蔵施設 表面処理 施設 硝酸廃液 貯蔵施設 搬入：購入した試薬瓶から供給 搬出：地上配管を通り表面処理施設へ供給 搬入：表面処理施設から容器に入れ運搬し搬入 搬出：業者により回収		
	用	途	使 用 水
用 途 別 用 水 使 用 量			用水使用量(m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

工場・事業場の概要

工場・事業場の名称	株式会社〇〇	工場・事業場の所在地	春日井市〇〇町〇丁目 〇〇番地
創業年月日	昭和56年4月1日	資本金	8,000万円
従業員数	200人	公害関係担当者 氏 名	春日井 次郎 電話〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
主な生産品 (月産別)	自動車部品	日本標準産業分類 細分類番号	3013

〈工場付近の略図〉

工場・事業場付近の略図を記載する。
最寄りの駅など目印となる建物等を
記入すること。

Ⅳ 氏名等変更届出書 記入例

氏 名 等 変 更 届 出 書

令和〇年〇〇月〇〇日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

住所 春日井市鳥居松町5-44
氏名 春日井工業株式会社
届出者 法人にあっては代表者氏名 代表取締役 春日井太郎

氏名（~~名称・住所・所在地~~）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	春日井 次郎	※整理番号	
	変更後	春日井 太郎	※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		令和〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変 更 の 理 由		代表者交代	※備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（参考）代表者氏名変更届は、代表取締役等当該法人を規律する法令の規定により当該法人を代表するとされる者が変更した場合にのみ行えばよく、工場長等（会社の代表取締役等から届出に係る権限の委任を受けて工場長等の名義で届出を行っている場合の当該工場長等をいう。）が変更しても代表者氏名変更届は必要ありません。

V 使用廃止届出書 記入例

様式第 6 (第 7 条関係)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 使用廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

住所 春日井市鳥居松町 5-44
氏名 春日井工業株式会社
届出者 法人にあっては代表者氏名 代表取締役 春日井太郎

特定施設 (有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設) の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	春日井工業株式会社	※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	春日井市鳥居松町 5-44	※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	6 6 電気めっき施設	※施 設 番 号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり。	※備 考	
使 用 廃 止 の 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日		
使 用 廃 止 の 理 由	施設更新に伴い 既設の施設を撤去するため		

工場全体の配置図を添付し、廃止となった特定施設の設置場所を図示するとともに、当該廃止施設の設置 (使用) 届出年月日など当該施設を特定できる事項を記入。

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設の使用を廃止することにより、当該工場又は事業場の排出水量が減少する等の変更が伴う場合には、変更 (特定施設を廃止) する 60 日前までに特定施設変更届の提出が必要。

VI 承継届出書 記入例

様式第 7 (第 8 条関係)

承 継 届 出 書

令和〇年〇〇月〇〇日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

住所

春日井市鳥居松町 5-44

氏名

春日井工業株式会社

届出者

法人にあっては代表者氏名

代表取締役 春日井太郎

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	春日井工業株式会社	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	春日井市鳥居松町 5-44	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	66 電気めっき施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり。	※備考	工場全体の配置図を添付し、承継した特定施設の設置場所を图示。 承継に係る事実を証する書類を添付。 すでに特定施設を有する特定事業場において、特定施設を承継することにより排出水量が増加する等の変更が伴う場合には、変更（特定施設を承継）する 60 日前までに特定施設変更届の提出が必要。
承継の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日		
被承継者	氏名又は称	鳥居松製作所株式会社	
	住所	春日井市鳥居松町 5-44	
承継の原因	合併		

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

VII 汚濁負荷量測定手法届出書 記入例

汚濁負荷量測定手法届出書

提出年月日を
記入する。

令和〇年〇〇月〇〇日

春日井市長 殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、
代表者の委任状が必要。

住 所 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 - 2
届出者 氏名又は名称 アイチ化学工業株式会社
法人にあつては代表者氏名 代表取締役 愛知太郎

水質汚濁防止法第 14 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ化学工業株式会社 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	春日井市更生町 1 - 10	※受理年月日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

所定の用紙に記入する。

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

昭和 54 年環境省告示第 20 号別記 1 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

昭和 54 年環境省告示第 20 号別記 2 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

		指定項目の別		COD	
1	特定排出水の区分	計 測 方 法			計測場所
		汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	
	A	1 (1)	2 (1)	別添 1-1	別図のとおり
	B	1 (3)	2 (3)	別添 1-2	
2	特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法			
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	B	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
3	参考事項				

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

平成 13 年環境省告示第 77 号別記 1 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 77 号別記 2 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

		指定項目の別		窒素含有量	
1	特定排出水の区分	計 測 方 法			計測場所
		汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	
	A	1 (1)	2 (1)	別添 1-1	別図のとおり
	B	1 (3)	2 (3)	別添 1-2	
2	特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法			
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	B	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
3	参考事項				

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別紙

測定場所ごとに記入する。

汚濁負荷量の測定手法

平成 13 年環境省告示第 78 号別記 1 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 78 号別記 2 の (1)～(3) の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

				指定項目の別	りん含有量
1	特定排出水の区分	計 測 方 法			計測場所
		汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	
	A	1 (1)	2 (1)	別添 2-1	別図のとおり
	B	1 (3)	2 (3)	別添 2-2	
2	特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法			
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	B	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
3	参考事項				

別添として所定の用紙に記入する。

工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別添 1-1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。			測定の対象に○をつける。			指定項目の別	COD
特定排出水の区分		A	・ 特定排水 ・ 特定排水以外の排水 ・ 排 出 水				
汚 染 状 態 の 計 測 方 法	水質自動計測器等の種類（注２）		選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
	〇〇㈱製 〇〇型 UV計		当社の特定排水の計測に適合しているため。		毎 日		
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	換算式（注３）		換算式の根拠			備考
	令和〇年〇〇月〇〇日 令和〇年〇〇月〇〇日	y = 38.729x - 2.8549		試料数 n = 30 変動係数 C V x = 0.0737 期 間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 相関係数 r = 0.9696 標準偏差 C V y = 2.5903 σ x = 0.1866 σ y = 0.2131			
量 の 計 測 方 法	流量計等の種類（注２）		選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
	パーシャルフリューム式流量計		開渠、落差が小さい。		毎 日		
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※ 換算式（注３）		※ 換算式の根拠			備考
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日						

注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。
2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
3 換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動のパターン
等を記入する。

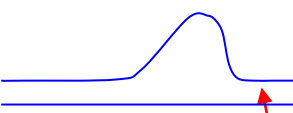
別添 1 - 2

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

日平均排水量が $400\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場で昭和 54 年環境省告示第 20 号別記 1 (1) 以外の計測法により計測する場合、同告示別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排水の区分		B	・ 特定排水	・ 特定排水以外の排水	・ 排水	指定項目の別	COD
汚染状態の計測方法	水質自動計測器等の種類 (注 2)	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
	指定計測法 (JIS 法)			1 回 / 90 日	県告示 別表(その 1) - 3 別表 - 3	小規模な生活排水のため (排水量 $20\text{m}^3/\text{日}$)	
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	換算式 (注 3)		換算式の根拠		備考	
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日	試料数 $n =$ 期 間 相関係数 $r =$		変動係数 $CV_x =$ $CV_y =$ $\sigma_x =$ 標準偏差 $\sigma_y =$		昭和 54 年環境省告示第 20 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 623 号の別表中該当する番号を記入する。	
量の計測方法	流量計等の種類 (注 2)	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
	せき (JIS K0094 の 8)			1 回 / 90 日	県告示 別表(その 2) - 3	小規模な生活排水のため (排水量 $20\text{m}^3/\text{日}$)	
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※ 換算式 (注 3)		※ 換算式の根拠		備考	
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日						

- 注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
 2 形状図、仕様書 (又はカタログ) 等を添付すること。
 3 換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

- ※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動のパターン等を記入する。

別添 2 - 1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。		測定の対象に○をつける。		指定項目の別	窒素含有量
特定排出水の区分		A	特定排水	・特定排水以外の排水 ・排水	
汚 染 状 態 の 計 測 方 法	水質自動計測器等の種類（注2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件
	〇〇製 〇〇型 （アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解—紫外線吸光光度法）	当社の特定排水の計測に適合しているため。		毎 日	
	令和〇年〇〇月〇〇日 令和〇年〇〇月〇〇日	・計測回数： 5 回 ・各計測値とその平均値との差の、最大目盛値に対する比率： - 5 ~ 5 %	・計測回数： 5 回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率〔又は濃度差〕： 10 % [mgN/L]	・計測回数： 10 回 ・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注4）〔又は濃度差〕： 10 % [mgN/L]	備考
量 の 計 測 方 法	流量計等の種類（注2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件
	パーシャルフレーム式流量計	開渠、落差が小さい。		毎 日	
	令和〇年〇〇月〇〇日	※ 換算式（注3）		※ 換算式の根拠	
	排水変動のパターン等を記入する。				

注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。

注 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。

注 3 性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

注 4 誤差率は、次式により求めること。

誤差率(%) =
$$\frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

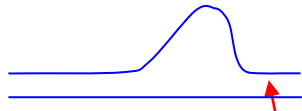
日平均排水量が 400m³/日以上 の事業場で平成 13 年環境省告示第 77 号別記 1 (1) 以外の計測法により計測する場合、同告示別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別添 2－2

その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排水の区分		B	・ 特定排水	・ 特定排水以外の排水	・ 排水	指定項目の別	窒素含有量
汚染状態の計測方法	水質自動計測器等の種類（注 2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
	指定計測法 (JIS 法)			1 回／90 日	県告示 別表(その 1)－3 別表－3	小規模な生活排水のため (排水量 20m ³ /日)	
	工事着手予定年月日	自動計測器の性能基準（注 3）					備考
	計測開始予定年月日	ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料			
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日	・ 計測回数： 回 ・ 各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： ～ %	・ 計測回数： 回 ・ 計測値の平均値と標準試料溶液 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率 [又は濃度差]： % mgN/L	・ 計測回数： 回 ・ 計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との 差率（注 4） [又は濃度差]： % mgN/L	平成 13 年環境省告示第 77 号のただし書きの要件 を適用する場合、平成 14 年県告示第 546 号の別 表中該当する番号を記入する。		
流量計等の種類（注 2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠		
量の計測方法	せき (JIS K0094 の 8)			1 回／90 日	県告示 別表(その 2)－3	小規模な生活排水のため (排水量 20m ³ /日)	
	工事着手予定年月日	※ 換算式（注 3）		※ 換算式の根拠		備考	
	計測開始予定年月日						
年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日							

注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
3 性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
4 誤差率は、次式により求めること。
誤差率(%) =
$$\frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動のパターン
等を記入する。

別添 3 - 1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。		測定の対象に○をつける。		指定項目の別	りん含有量
特定排出水の区分		A	・ 特定排水 ・ 特定排水以外の排水 ・ 排 出 水		
汚 染 状 態 の 計 測 方 法	水質自動計測器等の種類（注2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件
	〇〇製 〇〇型 (ペルオキシ二硫酸カリウム分解 ーモリブデン青吸光光度法)	当社の特定排水の計測に適合しているため。		毎 日	
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	自動計測器の性能基準（注3）			備考
		ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	
	令和〇年〇〇月〇〇日 令和〇年〇〇月〇〇日	・ 計測回数： 5 回 ・ 各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： - 5 ~ 5 %	・ 計測回数： 5 回 ・ 計測値の平均値と標準試料溶液 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率 [又は濃度差]： 10 % [mgP/L]	・ 計測回数： 10 回 ・ 計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注4） [又は濃度差]： 10 % [mgP/L]	
量 の 計 測 方 法	流量計等の種類（注2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件
	パーシャルフリューム式流量計	開渠、落差が小さい。		毎 日	
	工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※ 換算式（注3）			備考
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日				

注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。

2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。

3 性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。

4 誤差率は、次式により求めること。

誤差率(%) = $\frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$

※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動のパターン等を記入する。

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で平成 13 年環境省告示第 78 号別記 1 (1) 以外の計測法により計測する場合、同告示別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

別添 3 - 2

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排出水の区分		B	☒ 特定排水 ☐ 特定排水以外の排水 ☐ 排水		指定項目の別	りん含有量
汚 染 状 態 の 計 測 方 法	水質自動計測器等の種類 (注 2)	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠
	指定計測法 (JIS 法)			1 回 / 90 日	県告示 別表(その 1) - 3 別表 - 3	小規模な生活排水のため (排水量 20 m ³ /日)
	工事着手予定年月日	自動計測器の性能基準 (注 3)				備考
	計測開始予定年月日	ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料		
	年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日	・ 計測回数： 回 ・ 各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： ~ %	・ 計測回数： 回 ・ 計測値の平均値と標準試料溶液 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率 [又は濃度差]： % [mgP/L]	・ 計測回数： 回 ・ 計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率 (注 4) [又は濃度差]： % [mgP/L]	平成 13 年環境省告示第 78 号のただし書きの要件 を適用する場合、平成 14 年県告示第 547 号の別表 中該当する番号を記入する。	
流量計等の種類 (注 2)	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
量 の 計 測 方 法	せき (JIS K0094 の 8)			1 回 / 90 日	県告示 別表(その 2) - 3	小規模な生活排水のため (排水量 20 m ³ /日)
	工事着手予定年月日	※ 換算式 (注 3)		※ 換算式の根拠		備考
	計測開始予定年月日					
年 月 日 令和〇年〇〇月〇〇日						

注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
 2 形状図、仕様書 (又はカタログ) 等を添付すること。
 3 性能基準及び換算式の算定の基礎となったグラフ、データ等を添付すること。
 4 誤差率は、次式により求めること。

$$\text{誤差率}(\%) = \frac{[\text{自動計測器の計測値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法の測定値の平均値}]} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動のパターン
等を記入する。

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

																指定項目の別			COD												
計測場所	特定排出水等の窒素含有量 (mg/L) ●				特 定 排 出 水 等 の 量							特定排出水等の汚濁負荷量								備 考											
					(m³／日) ●							補そく率(%)		(kg／日) ●							補そく率(%)										
A			2	0	●					5	0	0	●	9	6	2	●						1	0	0	●	9	4	3	●	〇〇(株)製〇〇型 パーシャルフリューム式流量計
B			3	0	●					2	0	●		3	●	8							0	●	6	0		5	●	7	指定計測法 せき式
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
					●								●				●									●					
合計										5	2	0		1	0	0	0						1	0	6		1	0	0	0	

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

																指定項目の別			窒素含有量									
計測場所	特定排出水等の窒素含有量 (mg/L)				特 定 排 出 水 等 の 量								特定排出水等の汚濁負荷量								備 考							
					(m³/日)								補そく率(%)		(kg/日)								補そく率(%)					
A			1	5					5	0	0		9	6	2							7	5	0	9	2	6	〇〇(例)製〇〇型 パーシャルフリューム式流量計
B			3	0					2	0			3	8								0	6	0		7	4	指定計測法 せき式
合計									5	2	0		100.0									8	1		100.0			

別添

汚濁負荷量及び特定排水等の量の補そく率

																			指定項目の別			りん含有量								
計測場所	特定排水等のりん含有量 (mg/L)					特 定 排 出 水 等 の 量							特定排水等の汚濁負荷量								備 考									
						(m³／日)							補そく率(%)			(kg／日)								補そく率(%)						
A			2						5	0	0			9	6	2						1	0	0			9	4	3	〇〇(株)製〇〇型 パーシャルフリューム式流量計
B			3							2	0				3	8							0	0	6			5	7	指定計測法 せき式
合計										5	2	0			100.0								1	0	6			100.0		

特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律

I 公害防止管理者制度について

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）は、製造業などの業種（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）に属し、かつ、一定規模以上の施設を有する工場（特定工場（法第2条））における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的としています（法第1条）。

○ 水質関係公害防止管理者等を選任すべき工場（法第2条第2項）：資料11（119～125ページ）参照

＜公害防止管理者等の届出一覧＞（提出部数 2部）

届出の名称	条項	提出書類	届出期日	提出先	
公害防止統括者（代理人）の選任、死亡・解任届出書	法第3条第3項	様式第1	選任、死亡・解任の日から30日以内（選任の期日は事由が発生した日から30日以内）	④汚水等発生施設（第2項） ⑤騒音発生施設（第3項） ⑥一般粉じん発生施設（第5項） ⑦振動発生施設（第6項） ※1 ④～⑦の施設のみを設置している工場	春日井市環境保全課
				①ばい煙発生施設（第1項） ②特定粉じん発生施設（第4項） ③ダイオキシン発生施設（第7項） ※2 ①～③の施設を設置している工場（④～⑦の施設を併設する場合は、当該施設の届出を含む）	愛知県尾張県民事務所環境保全課
公害防止管理者（代理人）の選任、死亡・解任届出書	法第4条第3項	様式第2（選任の場合は、公害防止管理者の資格を有すること証明する書類を添付）	選任、死亡・解任の日から30日以内（選任の期日は事由が発生した日から60日以内）	※1に同じ	春日井市環境保全課
				※2に同じ	愛知県尾張県民事務所環境保全課
公害防止主任管理者（代理人）の選任、死亡・解任届出書	法第5条第3項	様式第3（選任の場合は公害防止主任管理者資格証明書類）	公害防止管理者と同様	愛知県尾張県民事務所環境保全課	
承継届出書（公害防止管理者等の届出をした特定事業者について相続又は合併があったとき）	法第6条第2項	様式第3の2（相続又は合併の事実を証する書類を添付）	遅滞なく届出	※1に同じ	春日井市環境保全課
				※2に同じ	愛知県尾張県民事務所環境保全課
公害防止担当者の選任、死亡・解任届出書	県条例第99条第3項	様式第53（選任の場合は公害防止担当者の資格証明書類）	選任、死亡・解任の日から30日以内	愛知県尾張県民事務所環境保全課	

Ⅱ 公害防止管理者等の届出について

法により、特定工場（法第2条）には、公害防止に関する業務を総括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止主任管理者及び公害防止管理者の選任（いずれも本人及び代理者の選任が必要）が義務付けられています。

なお、公害防止統括者（同代理者）は選任すべき事由が発生した日から30日以内に、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（いずれも同代理者）は選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任する必要があります（法第3～6条）。

ただし、届出の提出先は、汚水等発生施設（法第2条第2項）、騒音発生施設（同条第3項）、一般粉じん発生施設（同条第5項）、振動発生施設（同条第6項）のみを設置している特定工場については、春日井市環境保全課となりますが、その他、ばい煙発生施設（同条第1項）、特定粉じん発生施設（同条第4項）、ダイオキシン発生施設（同条第7項）も併設する特定工場については、すべての届出について、愛知県尾張県民事務所環境保全課となります。

○ 各種届出の記入方法は、127～131 ページを参照

1 公害防止管理者等の種類

(1) 公害防止管理者（法第4条）

特定工場において、公害防止に関する技術的事項を管理するために一定の国家資格を取得した者。

水質関係の公害防止管理者の種類は工場の規模（排出水量）、工場に設置された施設の種類等により1種から4種に区分されます。

(2) 公害防止主任管理者（法第5条）

特定工場のうち、一定規模以上の大気、水質両方の施設を設置する工場に置き、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。なお、一定の国家資格を必要とします。

(3) 公害防止統括者（法第3条）

従業員21人以上の工場に置き、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者。国家資格は必要としません。

2 公害防止主任管理者及び公害防止管理者の資格の取得について（法第7条）

公害防止主任管理者及び公害防止管理者の資格を取得するには、毎年実施されている国家資格に合格するか、一定の条件を有するものを対象とする資格認定講習の過程を終了することが必要です。

3 公害防止担当者の制度について（県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月25日愛知県条例第7号）（以下「県条例」という。））

法により公害防止管理者を選任しなくてもよい工場において、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置するもの（公共用水域に排出される1日当たりの平均的な汚水又は廃液の量が500 m³以上であるものに限る。）は公害防止担当者を選任することになっています。（県条例第99条）

公害防止担当者は、公害防止主任管理者又は水質関係公害防止管理者の資格を有する者、または、汚水若しくは廃液を排出する施設又は処理施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者をもって充てるとされています。

水質関係公害防止管理者等を選任すべき工場
(水質汚濁防止法対象の対象施設と特定工場における公害組織の整備に関する法律 (以下、「管理者法」という。)) の資格の関係)

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
1	鉱業又は水洗炭業用施設で、次に掲げるもの イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑中水和沈でん施設、 ニ 掘さく用の泥水分離施設	管理者法上は適用外		
1 の 2	畜産農業又はサービス業用施設で、次に掲げるもの (47. 10. 1 施行) イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に属するものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に属するものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に属するものを除く。)	管理者法上は適用外		
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)、ハ 湯煮施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 湯煮施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業用であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、 ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)、 ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの沈でんそう	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)、 ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、 ヘ 蒸りゆう施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
1, 2	動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 分離施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)、 ハ 分離施設、ニ 洗だめ及びこれに類する施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
16	めん類製造業用湯煮施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
18 の 2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) イ 原料処理施設、ロ 湯煮施設、ハ 洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
18 の 3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設、ロ 副蛋処理施設、ハ 原料浸せき施設、 ニ 精錬機及び精練そう、ホ シルケット機、ヘ 漂白機及び漂白そう、ト 染色施設、チ 菓液浸透施設、 リ のり抜き施設 (49. 1, 2. 1 施行)	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
20	上記の施設で、トリクロエチレン又はテトラクロエチレンを使用する染色又は菓液浸透の用に供するものに限る。 イ 洗毛業用施設で、次に掲げるもの イ 洗毛施設、ロ 洗化炭施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
21	化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの イ 湿式紡糸施設、ロ リンター又は未精錬繊維の菓液処理施設、 ハ 原料回収施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー (57. 1. 1 施行)	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
21 の 3	合板製造業用接着機洗浄施設 (57. 1. 1 施行)	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
21 の 4	パーテイクフルボード製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) イ 湿式バーカー、ロ 接着機洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式バーカー、ロ 菓液浸透施設 上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種	
		水質 1 種	水質 1, 2 種	

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日 未満
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式パーカー、ハ 碎木機、 ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗浄施設及びバレル ブ洗浄施設、ト 漂白施設、チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設、ス 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施 設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
23 の 2	新開業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設、ロ 自動式感光膜付印刷版現像 洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使 用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の 現像洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種
24	化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ホ 水洗式破碎施設、 ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設 上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素 若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の 用に供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業用施設であつ て、次に掲げるもの イ 塩水精製施設、ロ 電解施設	水質 1 種	水質 1, 2 種
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設の うち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化 合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に 供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に 掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガ ス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗 浄施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸 製造施設のうち、反応施設、ト よう素製造施設のうち、吸着施設 及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ス 廃ガス 洗浄施設、ル 湿式集じん施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以 下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒 として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の 製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日 未満
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設の うち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、ハ ポリビニルアルコール製造 施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、ニ アクリル酸エス テル製造施設のうち、蒸りゅう施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄 施設、ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設 上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種 管理者法上 は適用外
29	コーラタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ペンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器、 ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設 発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）用施 設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸りゅう施設、ハ 遠心分離機、 ニ ろ過施設	水質 1 種	水質 1, 2 種
30	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう 施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロ ンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原 料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
31	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施 設、ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレン を原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するも の又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1, 2 種
32	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 静置分離機、 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施 設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、ト 中 圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施 設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス 洗浄施設、ス 湿式集じん施設 上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂 の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロ ロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するも の、1, 4－ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用 に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供する ものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上 は適用外
33	上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂 の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロ ロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するも の、1, 4－ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用 に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供する ものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日 1 千 m ³ /日 未満
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設、ニ ラテックス濃縮施設、ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 上記の施設で、テトラクロエチレンを含有する物質若しくは 2-エチレンクロロビニルエテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外
		水質 1 種	水質 1.2 種
35	有機ゴム製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、2-エチレンクロロビニルエテルの製造の用に供するものに限る。	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外
		水質 1 種	水質 1.2 種
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの イ 硫酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 型式集じん施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）用施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ ろ過施設、ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキシド又はエチレンジグリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設のうち、縮合アルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、ヲ シクロヘキサノン製造施設のうち、反応施設及びアルカリによる処理施設、 ニ トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、 フ プロピレンオキシド又はプロピレンジグリコールのけん化器、 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、 ク メルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、 タ 廃ガス洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日 1 千 m ³ /日 未満
37	上記の施設で、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用し、又るものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はほう素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1.2 種
38	石けん製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限る。）、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24.5.25 施行）	水質 1 種	水質 1.2 種
		水質 1.3 種	水質 1～4 種
39	硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの イ 脱臭施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外
40	脂肪酸製造業用蒸りゅう施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
41	香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
42	上記の施設で、トリクロエチレン又はテトラクロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。 ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質 1 種	水質 1.2 種
		水質 1.3 種	水質 1～4 種
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質 1 種	水質 1.2 種
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種
		水質 1 種	水質 1～4 種
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1 種	水質 1.2 種
		水質 1.3 種	水質 1～4 種 管理者法上は適用外

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
47	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくはは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
48	火薬製造業用洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
49	農薬製造業用混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業用試薬製造施設 水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質 ①カドミウム及びその化合物、②シアン化合物、③有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）、④鉛及びその化合物、⑤六価クロム化合物、 ⑥砒素及びその化合物、⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧ポリ塩化ビフェニル、⑨トリクロロエチレン、 ⑩テトラクロロエチレン、⑪ジクロロメタン、⑫四塩化炭素、⑬ 1, 2-ジクロロエタン、⑭ 1, 1-ジクロロエチレン、⑮ シス-1, 2-ジクロロエチレン、⑯ 1, 1-トリクロロエタン、⑰ 1, 1, 2-トリクロロエタン、⑱ 1, 3-ジクロロプロペン、⑲ チウラム、⑳ シマジン、㉑ チオベンカルブ、㉒ ペンゼン、㉓ セレン及びその化合物、㉔ ほう素及びその化合物、㉕ ふっ素及びその化合物、㉖ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1, 4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸りゅう施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用直接加流施設（57. 1. 1 施行）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用ラテックス成形型洗浄施設（57. 1. 1 施行）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設、ロ 陸ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、硫酸カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
54	セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
55	生コンクリート製造業用パッチャープラント	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
56	有機質砂かべ材製造業用混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
57	人造黒鉛電極製造業用成型施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
58	薬業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
59	砕石業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設、ロ 水洗式分別施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
60	砂利採取業用水洗式分別施設		管理者法上は適用外	
61	鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びびガス液分離施設、ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、ホ 連式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、ハ 焼 入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 欽山保安法第 2 条第 2 項の欽山に設置されるものを除く	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しく は亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使 用するワランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1.2 種	
	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設 で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
63	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価 クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電 極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1.2 種	
	空きびん卸売業用自動式洗びん施設（57. 1. 1 施行）	管理者法上は適用外		
	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	水質 1 種	水質 1.2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの イ ターナル及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1.3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するも のに限る。）	水質 1 種	水質 1.2 種	
	水道施設（水道法第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用 水道施設（工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）、 又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。） の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水 能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除 く。）（51. 6. 1 施行） イ 沈でん施設、ロ ろ過施設	管理者法上は適用外		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若し くはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合 物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1.2 種	
66	電気めつき施設	水質 1.3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合 物、トリクロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、 ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸 化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1.2 種	

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当 するものを除く。）（H24. 5. 25 施行）	水質 1 種	水質 1.2 種	
66 の 3	旅館業（旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。） をいう。）用施設で、つぎに掲げるもの（49. 1. 2. 1 施行） イ ちゅう房施設、ロ 洗たく施設、ハ 入浴施設			
66 の 4	共同調理場（学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同 じ。）に設置されるちゅう房施設（業務用部分の総床面積（以下単 に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係る ものを除く。）（63. 10. 1 施行）			
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業用ちゅう房施設（総床面積が 360 平方メ ートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）			
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置される ちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るも のを除く。）（63. 10. 1 施行）			
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認め られる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設 置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場 に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）			
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食 店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設 置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業 場に係るものを除く。）（63. 10. 1 施行）			
67	洗たく業用洗浄施設			
68	写真現像業用自動式フィルム現像洗浄施設			
68 の 2	病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。） で病床数が 300 以上であるものに設置される施設で、次に掲げるも の（54. 5. 10 施行） イ ちゅう房施設、ロ 洗浄施設、ハ 入浴施設			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用解体施設			
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法第 2 条第 3 項に規定するものをいう。） に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （51. 6. 1 施行） イ 卸売場、ロ 仲卸売場			
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場 法施行令第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置 される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る）、これら の総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （57. 7. 1 施行） イ 卸売場、ロ 仲卸売場			
70	廃曲処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）			

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）用洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（57. 1. 1 施行）			
71	自動式車両洗浄施設			
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの（49. 1. 2. 1 施行） イ 売却施設、ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門学校、職員訓練施設又は職業学校、専修学校、各種学校、高等学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 1. 2 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設			
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10 施行） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m²以上）のごみ処理施設とする。			

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日 未満
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※ 1）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1 施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1. 2 号から第 13 号までに掲げる施設（※ 2）（10. 6. 17 施行） ※ 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。） 1 号 汚泥の脱水施設で、1 日当たりの処理能力 10m³を超えるもの。 3 号 汚泥（PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 5m³を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m²以上のもの 4 号 廃油の油水分離施設で、1 日当たりの処理能力が 10m³を超えるものの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） 5 号 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するものの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） イ 1 日当たりの処理能力が 1m³を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が 2m²以上のもの 6 号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1 日当たりの処理能力が 50m³を超えるもの 8 号 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ロ 火格子面積が 2m²以上のもの 11 号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※ 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1. 2 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第 1. 2 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 1. 2 号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 1. 2 の 2 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 13 号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		管 理 者 法 上 は 適 用 外

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
71 の 5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
71 の 6	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）			
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）			
指定地域 特定施設 （施行令 第 3 条の 2）	政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。 ・建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（3. 4. 1 施行）			管 理 者 法 上 は 適 用 外

特定工場における公害防止組織の
整備に関する法律
記入例

I 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書
（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項）
記入例

公害防止統括者（公害防止統括者の代理者） 選任、死亡・解任届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

届出者

名古屋市中区三の丸3丁目1-2
アイチ化学工業株式会社
代表取締役 愛知太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		アイチ化学工業株式会社 第1工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地		春日井市更生町1-10	※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数		30人	※ 特定工場の番号	
選任年月日		令和〇年〇〇月〇〇日	※ 備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	課長		
	氏名	愛知 春男		
選任の事由		人事異動のため	※ 備考	
(死亡・解任)年月日		令和〇年〇〇月〇〇日		
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	課長		
	氏名	愛知 日吉		
解任の事由		人事異動のため		

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入方法

- a 届出者
届出者の住所、氏名、又は名称及び法人にあつては代表者の氏名を記入して下さい。
法人にあつては、本社の所在地を記入してください。
工場長等代表権を有しない者が届出者となる場合には、代表者の委任状が必要となります。
また、この場合、届出者記入欄の上部に代表者の住所、氏名を記入して下さい。
- b 特定工場の名称・所在地
特定施設を設置する工場の名称・所在地を記入して下さい。
- c 特定事業者の常時使用する従業員数
特定事業者の常時使用する従業員数については、当該事業場の従業員数に加えて、当該事業者に別工場等がある場合はこれらの従業員数を加えた数を記入して下さい。
- d 公害防止統括者（代理者）の選任年月日、職名、氏名
公害防止統括者（代理者）を選任する場合、選任年月日、職名、氏名を記入して下さい。
- e 選任の事由
選任の事由について記入して下さい。
- f 公害防止統括者の（死亡・解任）年月日、職名、氏名
公害防止統括者（代理者）が死亡した場合、解任した場合に、死亡・解任年月日、職名、氏名を記入して下さい。
- g 解任の事由
解任の事由について記入して下さい。

Ⅱ 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
第4条第3項、第6条第2項）
記入例

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の
代理者）の選任・死亡・解任届出書

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、
代表者の委任状が必要。

令和〇年〇〇月〇〇日

殿

届出者 春日井市鳥居松町 5-44
春日井工業株式会社
代表取締役 春日井太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		春日井工業株式会社	※整理番号	
特定工場の所在地		春日井市鳥居松町 5-44	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	別紙のとおり。	※特定工場の番号 ※ 備 考	
	ばい煙発生施設の種類の			
水質関係	排出水量	600 m ³ /日		
	特定地下浸透水の浸透の有無	なし		
	汚水等排出施設の種類の	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類の			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の			
振動関係	振動発生施設の種類の			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の			
公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	選任年月日	令和〇年〇〇月〇〇日		
	職名	設備係長		
	氏名	愛知 太郎		
	担任業務の範囲	水質 2 種		
選 任 の 事 由		前任者退職のため		
公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	(死亡、解任) 年月日	令和〇年〇〇月〇〇日		
	職名	設備係長		
	氏名	愛知 二郎		
	担任業務の範囲	水質 2 種		
解 任 の 事 由		退職のため		

備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
3 ※印の欄は記載しないこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記入方法

- a 届出者
届出者の住所、氏名、又は名称及び法人にあっては代表者の氏名を記入して下さい。
法人にあっては、本社の所在地を記入してください。
工場長等代表権を有しない者が届出者となる場合には、代表者の委任状が必要となります。
また、この場合、届出者記入欄の上部に代表者の住所、氏名を記入して下さい。

- b 特定工場の名称・所在地
特定施設を設置する工場の名称・所在地を記入して下さい。

- c 水質関係
1) 排出水量
当該工場から排出される1日当たりの平均的な排出水量を記入して下さい。
2) 特定地下浸透水の有無
特定地下浸透水の有無について記入して下さい。
3) 汚水等排出施設の種類の
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条第2項に定める汚水等排出施設の種類のについて、別紙様式（p.149,150 参照）に記入して下さい。

- d 公害防止管理者（代理者）の選任年月日、職名、氏名、担任業務の範囲
公害防止管理者（代理者）を選任する場合、選任年月日、職名、氏名を記入して下さい。
担任業務の範囲は該当する公害防止管理者の種類のについて記入して下さい。

- e 選任の事由
選任の事由について記入して下さい。

- f 公害防止管理者の（死亡・解任）年月日、職名、氏名、担任業務の範囲
公害防止管理者（代理者）が死亡した場合、解任した場合に、死亡・解任年月日、職名、氏名を記入して下さい。
担任業務の範囲は該当する公害防止管理者の種類のについて記入して下さい。

- g 解任の事由
解任の事由について記入して下さい。

汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	酸又はアルカリによる表面処理施設	6 5	部品洗浄
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
有害物質を発生する施設以外の施設	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			

- 注 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる名称を記載すること。
- 注 2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号を記載すること。
- 注 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 注 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

記入方法

- a 施設の名称、号番号
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 2 条第 2 項に定める汚水等排出施設（資料 11（p.131～143）参照）について、有害物質を発生する施設とそれ以外の施設に区分して施設の名称及び号番号（水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる名称及び号番号）を記入して下さい。
- b 施設の用途
- a に記入した施設について、その使用用途などを記入して下さい。

Ⅲ 承継届出書 記入例

様式第三の二(第十条の二関係)

承 継 届 出 書

殿

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

令和〇年〇〇月〇〇日

届出者
春日井市鳥居松町5-44
春日井工業株式会社
代表取締役 春日井太郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		春日井工業株式会社	※整 理 番 号	
特 定 工 場 の 所 在 地		春日井市鳥居松町5-44	※受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日		令和〇年〇〇月〇〇日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名	鳥居松製作所株式会社	※備 考	
	住 所	春日井市鳥居松町5-44		
承 継 の 原 因		合併		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入方法

- a 届出者
特定事業者の地位を承継した者の住所、氏名、又は名称及び法人にあっては代表者の氏名を記入して下さい。法人にあっては、本社の所在地を記入してください。
工場長等代表権を有しない者が届出者となる場合には、代表者の委任状が必要となります。また、この場合、届出者記入欄の上部に代表者の住所、氏名を記入して下さい。
- b 工場又は事業場の名称・所在地
特定工場の名称・所在地を記入して下さい。
- c 承継年月日
特定事業者の地位を承継した年月日を記入して下さい。
- d 被承継者
被承継者（旧特定事業者）の氏名又は名称及び住所を記入して下さい。
- e 承継の原因
承継の原因を記入して下さい。
- f その他
承継に係る事実を証する書類を添付して下さい。

水質規制のあらまし

令和 7 年 4 月

発行 春日井市環境部環境保全課
〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
電話 (0568)85-6217
FAX (0568)84-8731
E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp

このあらましは、春日井市の法令解釈、届出の記入例を示したものであるため、他の自治体の法令解釈や届出の仕方などについては、それぞれの自治体にお問い合わせください。